

17

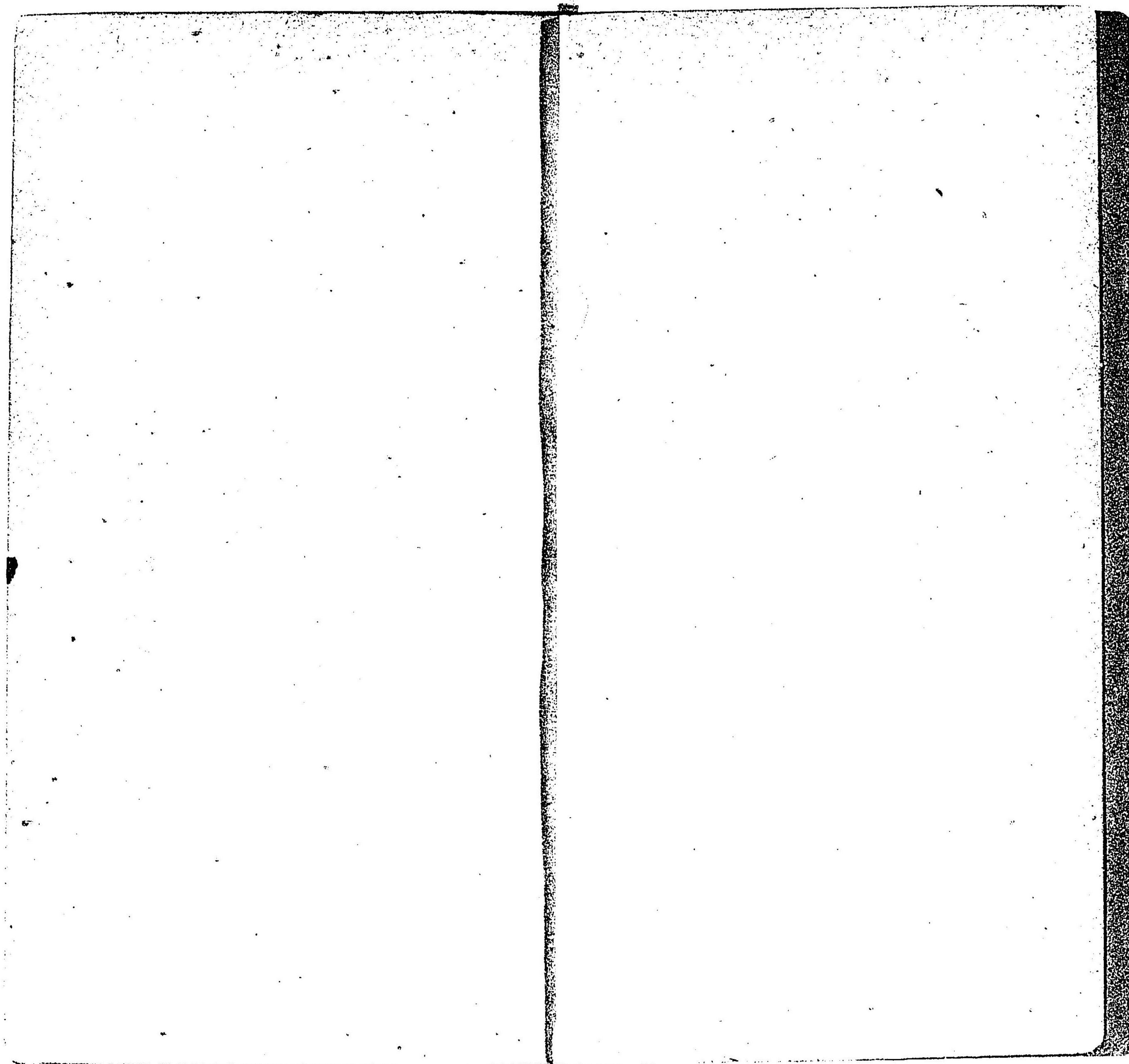
409

井上雅夫著

勤儉力行
之偉人

三宮尊德翁

文友堂藏版



17-409

井上雅夫著

勤

儉力行

偉人

二宮尊德翁

文友堂藏版

明治
42 1 29
内空



二宮尊徳翁肖像

自序

翁は報徳を以て人生最高の理想なりといひ、道徳と經濟との折衷行爲に依りて此最高の理想に到達すべきを人生最善の義務なりといひ、さらに勤儉推譲を以て自ら修め、他を教ふるを以て、以上の目的を遂行し得べき人生日常の方則なりといふ。翁は空理を弄するの學究者にあらず、一鍬の力を以て祖父の家を興したる年少時代に於て、既に經濟の原理を事實に行ひたるを見るべく、人の惡を矯め、善を勧め、窮を救ひ、孤を憐むや、寧々殆んど寧

日なきの状ありしに徴すれば、以て其の如何に嚴格なる道徳の躬行者たりしかを知るべし、殊に其平生粗餐粗服を以て甘んじ、罵らるゝも愠らず、怨まらるゝも憤らず、禮容以て萬行を規律したるに見ば、又以て勤儉推讓の實行者たりしを想望するに難からず。

以上の史實に徴し見るも、翁を以て最近我國の思想界物質界を通じての一大偉人なりと云ふの決して過褒にあらざるを信ず、而して翁の死後、翁を崇敬するの徒翁然として起り、今や報徳結社の名

に於て其遺業を繼承し、報徳會の名に於て其教理思想を研窮せんとするに至りたるを見る、翁は生前に於て萬世の師表たりしのみならず、死後千百歳を通ずるも、その言行、以て人事の規箴となすべきものあるを知るに足らん。

予不文の才を以て翁を研究すること此に年あり、今翁の傳紀を編し、之れを剞劂に附して公にせんとす、是れ以て聊か翁に對する崇敬の意を寓せんとするもの、之れを讀んで翁の人格に心酔し、以て幾分たりとも二宮宗の信徒たらんとせらるゝの

諸君あらば幸に編者たる予の願足れりといふものなり。

明治四十二年二月

井上雅夫識

勤儉力行 一宮尊徳翁 目次

- 二宮翁と其時代及び翁は如何なる感化を時人に與へたるか……………一
輕佻浮薄なる徳川末造——神儒佛一體の宣明者——翁は人心險惡の危機に
生れたる人——翁一流の安民方法——曠世の活學者としての翁——報徳主
義の教理——翁の名は神の宣明の如くに響けり
- 翁の家系……………一〇
兄弟三人の長——赤貧洗ふが如し——言ふに勝へざるの苦行
- 草鞋を作り父の飲料に充つ……………一二
父の病臥——醫師の義俠——日々草鞋を作りて父の飲料に充つ——翁の至孝
- 父は死し母ひとり貧困に泣く……………一四
翁十四才にして父逝く——兄弟三人の哀傷——老母貧困に艱む——翁幼少
にして母を擁護す
- 薪炭を擔ふて聖賢の書を読む……………一五
大學一冊を懐にす——人視て狂人さ爲す——翁の志時人に異なれり

○母の病死と一家の離散……………一六

父を弔ふの涙未だ乾かざるに母亦逝く——一家の離散——翁十六才にして
鄙吝なる親戚に養はる——翁奴僕の如き境遇を受く

○萬兵衛の吝嗇翁の讀書を妨ぐ……………一八

翁の志學間に在り——萬兵衛燈油を惜みて口汚く罵る——不毛の地を起
して油菜を蒔く——翁深夜に讀書す

○棄苗を拾ふて父祖の家を興さんとす……………一九

村民の棄て去りし苗を拾ふ——小を積んで大を得るは自然の道なり——
苞の米を以て父祖の再興を計る——萬兵衛に乞ふて暇を得たり

○破屋を修理して妻を娶る……………二〇

住み馴れし古屋を修理す——身を惜まず立働く——隣村の女某を娶る

○翁の義侠服部氏の依頼に應ず……………二一

服部氏翁に請ふて家政を司らしめんとす——翁謙讓にして其求めを辭す——
懇願三たびにして其命に應ず

○諄々説いて服部氏を誠む……………二二

翁服部氏に忠義の教を説く——必らずや飯汁と綿衣に限るべし——冗費を
節し無用を省く——五年にして舊債悉く償はる

○二百兩を主家に捧げ百兩を下僕に頒つ……………二四

剩餘三百兩を得たり——服部氏翁の高義に感ず——下僕其至仁に泣く

○小田原侯の拔擢に遇ふ……………二五

小田原侯時の執權職として令名あり——翁の如き賢者を蓬蒿の間に朽ちし
むる勿れ——命するに宇津家采邑の復興を以てす——翁三年にして君命に
應ず

○翁單身三邑の土地を見分す……………二七

下野櫻町に到りて民情を視察す——歸りて小田原侯に奏上す——契ふに十
年の歳月を以てす

○翁の義氣と妻の貞節……………二八

五年十年死生の難に遇ふとも志を成し遂げざるべからず——自利を棄て、
此事に従ふ——妻死生を共にするの覚悟あり——翁の膝に取纏つて泣く

○翁櫻町陣屋を修覆す……………三〇

毀損甚だしき陣屋を修理す——三邑の民風を察し土地の恩恵を検す——翁

の仕法を妨ぐるものも是れあり

○翁汚吏を誡めて正心に復らしむ……………三一

汚吏翁を疑ひ仕法を蔽らんと謀る——酒肴を以て悪計を挫く——翁の寛大
無邊なる行に感ず——驟然非を悔めて翁を助く

○汚吏翁の深意を察せずして小田原侯に讒訴す……………三三

汚吏翁の功を嫉みて小田原侯に訴ふ——侯の聰明日月の如し——翁讒者の
罪を赦さんと云ふ

○翁成田不動尊に祈願して二十七日間の斷食をなす……………三四

翁自ら至誠の足らざるを恐れ成田不動に祈る——至誠感應の示現あり——
其德行漸く知らる——三邑の風儀之れより改まる

○至明の裁斷赫として烈日の如し……………三五

翁奸人の不正直を罰す——老役某の天真自ら欺かざるを賞す——賞罰を行
ふや一點の私曲なし

○翁の教邪を改めて善に歸せしむ……………三八

岸右衛門の邪を挫く——翁の寛量——岸右衛門家財を沾却して翁の仕法を
扶く

○翁の説諭里正の蒙を啓く……………四〇

翁里正の心得違を戒む——里正感激して教に順ふ——翁其志を嘉みして家
屋を新築し與ふ

○翁豫め天保の大饑饉を卜知す……………四二

茄子の不味に依りて凶歳を卜知す——三邑をして豫め不虞に備へしむ——
三邑の民喜色あり——翁の盛徳以て知るべし

○翁の従僕無頼漢の厠を毀す……………四四

従僕の過失——無頼漢の赫怒——翁寛容其怒を宥め更に一家屋を建立して
與ふ——無頼漢感泣其恩を謝す

○翁辻門井の里正に面して忠義の道を説く……………四六

里正の迷夢を拂ふ——君の悲運を見て身を遊れんとするは臣下の道にあら
ずと戒む——汝等一切の財産を擧げて地頭の急を救へ——翁は世の道學者
と自ら異る

○翁一挺の唐鋏を與へて民の飢渴を免れしむ……………四九

青木村の復興——富を得るの道は唯勤行に在り——鋏の破るゝまで手に汗
を握つて働け

○翁鳥山天性寺の和尚を説破す……………五〇

關八州最も衰廢の状あり——和尚の救恤——翁和尚に佛兵の本務を説く——
和尚の悔悟——翁の背影を伏拜む

○翁初めて鳥山侯の懇望に應ず……………五四

翁鳥山侯の批政を難す——鳥山藩の困窮——翁金二百兩を與へて救恤の用
に供せしむ

○翁鳥山城下の荒廢を救ひ并せて君家理財の基本を立つ……………五六

鳥山城下の一揆——鳥山侯の懇願——翁の義侠——蔑もなくして政治理財
の基立つ

○翁天性寺和尚の入寂を聞いて嘆ず……………五九

和尚惡業に犯されて瘞る——和尚鮎を漁つて翁の食膳に供す——我れの殺
生は佛意に合へり——和尚の入寂と翁の喟嘆

○鳥山侯讒言を信じ菅谷を放逐す……………六一

圓應和尚受後鳥山藩——菅谷奸人の讒に罹りて放逐せらる——翁菅谷に
其忠誠の未だ到らざるを諭す——菅谷罪を赦されて國に用ゐらる——翁之
れに加俸を要求す

○翁家資分配の不可を諭す……………六五

宗兵衛家財を折半して其末弟に與へんことを——今日の善根却て後日の惡果
——余汝の弟の爲めに無利息を以て三十金を貸し與へん——聖人の教旨と
相一致す

○翁孫右衛門の舊惡を叱し且つ其家再興の道を教ゆ……………六六

孫右衛門の狡獪と驛人の憤怒——孫右衛門復讐の念強し——翁彼れの舊惡
を叱す——驛人を怨み官の至仁を恨んで復讐の念を抱くは不心得も亦甚だ
し——汝の遺産を出だして飢に泣く驛人を救ふべし

○孫右衛門悔悟して善行を施す……………七一

二宮先生の教洵に尊ぶき道理なり——孫右衛門五百金を驛民に供す——窮
を救ひ貧を慰めあらゆる善行を施す——後にして我怨の爲めに再び身を亡
すに至る

○中村玄順教を翁に受く……………七四

玄順才知ありて辯巧に富む——醫術拙にして利を得る少し——翁に見へて
教を乞はんとす

○翁玄順の不心得を諭して其請を卻く……………七七

- 二十五金を貸與し玉へし請ふ——汝の志望には應じ難し——玄順大に愧づ
- 細川侯の若君玄順をして教を翁に請はしむ……………七八
- 細川家の家政紊亂——若君の聰明——玄順をして翁の經濟を聽かしむ
- 翁玄順を引いて細川侯の爲めに諭す……………八〇
- 細川家の借財十萬金を超ゆ——宗末の義絶——翁曰く君道を以て國事を行ふに臣之れを妨ぐべき理無し
- 翁細川家の分度を定め領邑を復興す……………八一
- 豊凶平均の度を立つ——翁櫻町復興の餘財數千金を贈る——數年にして其功顯はる——宗末の交情元の如し
- 翁細川侯に君臣の大義を説く……………八四
- 細川侯多年廢絶せし大番頭を命ぜらる——登阪の費用なきに苦む——私事を以て公事を廢するは臣道にあらざるを諭す——玄順中村勸農衛と改む——翁の教は普通圓満物として化せざるなし
- 大久保侯翁を召して領中の飢民を救はしむ……………八六
- 小田原領下の飢民——侯翁を召すも翁三邑の救荒未だ其緒に就かずといひて從はず

- 大久保侯翁の功を賞して厚く酬めんとす……………八七
- 侯の病篤し——侯翁の功に酬ひんとす——臣に粟百石を與へよ——侯翁に手元金千兩を與へ玉ふ——翁侯の恩に感泣す
- 大久保侯の薨去及び翁の勤勞……………八九
- 侯の遺言——小田原領の慘狀——侯の薨去と翁の悲嘆——救荒の業成り七十二邑の中途に一人の飢民を見ず
- 翁小田原領に安民良法を講ず……………九一
- 侯の薨去と若君の繼世——翁小田原に到りて仕法を講ず——領民の氣風一變す
- 翁群臣の遲疑事を決せざるを見て我良法の成る能はざるを悲む……………九三
- 分度未だ立たず——群臣遲疑して決せず——翁小田原を退く——群臣の狼狽——翁領民の我徳を慕へるを見て亦再び仕法を講ず——小田原仕法の全盛時代
- 翁幕府の召に應じ小田原復興の業中絶す……………九五

幕府翁を召して普請役を命ず——翁其命に應じ上郡して幕府に仕ふ——小田原の奸臣翁を卻ぐ——先侯の墓に詣て、合掌流涕する久し——是れ時勢の罪乎時人の罪乎——諸方の仕法を廢して若君の心を安んぜしめんす

○下館侯翁に就いて國家救治の道を乞ふ……………九七

常陸下館侯の窮亡——下館の領今は嚴冬の季に似たれど陰極れば陽生ず——翁其請に應じて仕法を授く——大夫上枚某をして無祿窮民の救讓に従はしむ

○下館領仕法の成功……………九九

貢稅收支の分度を立つ——群臣をして之れを守らしむ——一兩年にして救治の實あり——三萬金の負債悉く償はる

○相馬中村領の頽廢……………一〇〇

領民の奢侈——段ごこの境界を嚴にす——天明饑饉の爲めに飢民多し——草野池田の努力——翁の仕法を乞ふ——

○翁郡代某を卻げ後草野の來訪に應ず……………一〇三

相馬の人々余の道を知るものなし——相馬藩の使再び來らず——翁草野の賢を聞いて之れと相値ふ——仕法の本末を説く——翁草野を褒む

○相馬藩の諸臣翁の良法を疑ふもの多し……………一〇四
中村侯翁の仕法を聞いて大に學ぶ所あらんを翁給ふ——藩中信するもの少く疑ふもの多し——聖賢の道を行ふには萬難を排するの覺悟を要す
○大夫池田氏翁に謁して教を受く……………一〇六
池田草野兩氏再び翁を訪ふ——先生の良法もて救濟の實を示し玉はれよと乞ふ

○翁諸藩の依頼を辭せんす……………一〇七
池田氏翁の徳を推稱して曰ます——庸人之を信ぜず——翁幕府の命を拜して公務多忙を極む——翁諸侯の依頼を辭退せんす——諸侯の嘆願翁の許す

○翁相馬家の分度を立て諸臣皆之れに感ず……………一〇九
相馬家君臣の誠意翁を動かす——翁貢稅調査につきて中正の分度を立つ——君侯の喜悅斜めならず

○翁二邑の救荒に着手す……………一一一
先づ二邑の復興に従事す——道を拓き橋を架し水を湛へ不毛を耕す——國の風儀大に改まる

○翁の仕法益々著るし……………一一二

郡村の汚風改り遷善の行多し——一村より二村二村より三村——五十餘村の復興に其功を見る——相馬領仕法の全盛

○翁日光祭田の復興に従事す……………一一四

日光祭田二萬石の救荒に従ふ——偶々疾に罹る——豫後の攝生未だよろしからず——炎暑を冒して急阪を攀つ——従者心を痛む

○日光山村の民翁の仕法を疑ふ……………一一六

群民一揆して仕法を妨げんと謀る——翁戸毎に尋れて米財を與ふ——村民の感喜——領下復舊の大計畫

○相馬侯日光救復の爲めに献金す……………一一七

相馬侯翁の恩に感して日光開墾費五千五百兩を献金す——幕府其志を嘉みして納金を諾す

○翁幕府の命に依りて爲したる諸般の事業……………一一八

印幡沼堀割の難工事——先づ被害民を撫育して後工事を舉ぐべしと説く——當路之れを奏せざりしが爲めに其策行はれず——一縣屬となりて郡村整理に従ふ——悪縣令の爲めに侮辱せらる——梅風沐雨の逆境——其徳古今に

及ぶものなし

○翁の終焉……………一二一

日光復舊の業猶未だ成らず——今市の官舎に病歿す——諸侯の痛嘆——日光村民の哀悼——嗚呼曠世の大恩人

○翁一代の事業大観……………一二三

病は是れ年來積勞の結果——天授の壽を全ふしたるものにあらず——千載の恨事——翁幼にして至孝——書を讀み田を耕やして其生を保つ——妾に離縁を強めらる——三邑の救荒に成功す——諸侯の召に應じて經世濟民の大業に従ふ——雄志猛行——大藩の君侯と雖も至誠を披いて懇願せずんば道を説かず——志節の高品位の型——自ら徳に報するを以て學生の主義となす——多少功利思想に傾きたるの感あり——行爲の動機を尊ぶの教——至善の行爲を以て他を感化せずんば已まず——偉大なる道徳家偉大なる教育家としての翁の價值——翁の仕法十一ヶ國に跨つて大功あり——自ら窮地に露臥するも爲めに百千萬人の生命を靖せしむ——偉なる人格と光輝ある生涯

○翁死後の榮光……………一二七

至善至聖の道を行ひたる人——流風を吸み遺芳を傳ふもの多し——報徳記

は門人富田氏の筆——二宮翁夜話は門人福住氏の著——畏くも乙夜の覽に
 供せらる——男は尙徳氏——今は令孫尊親氏其後を繼ぐ——一女名はふみ
 子——早世——與復社の創立——翁の功績益々著がし——特に從四位を
 贈せらる——聖代の恩澤に遇ふて其道顯はる——翁死すとも榮光あり

○門人富田高慶氏と福住正兄氏……………一三九

富田氏は相馬の藩士——儒教を學ぶこと十年——殿正忠直の行——衷心よ
 りして翁を崇敬す——富田は徳利の中の水
 福住氏は榮農大澤家の一男——その父夙に二宮翁を慕ふ——六年間其訓戒
 を受く——福住家に入籍す——翁の仕法を助けたるの功多し

○報徳社の創立……………一三一

其由来遠く天保年代に出づ——克讓社と小田原報徳社——其流れ廣く江湖
 に傳へらる——遠州に遠讓社成る——後報徳本社創設せらる——大教宣布
 の勅下——報徳教會の建設——二宮翁五十年祭の舉行——今の報徳社は一
 種の産業組合——本支社六百二十九あり——資金百萬圓に達す

○遠江國報徳社通則……………一三三

要義——資金——町村結社——社員資格——他府縣

○遠江國報徳社定款……………一四四

總則——土產金——善種金——預り金及計算——本社の機關——社員の權
 利義務——常會及總會——入社退社——解社——附則

二宮尊徳翁言行錄……………一より三一

先生國音の觀音經を聽いて大に感ず——小田原侯三邑復興の道を問ふ——
 翁忠孝兩全の道を悟る——或人先生に其未發を察し毫末の差なきは何ぞや
 と問ふ——孫右衛門に對する訓戒——翁曰く人道は水車の如し——翁賣卜
 者の看板を冷評す——翁の農工商に對する教——翁の資本觀——翁一休和
 尙の歌を解釋す——翁曰く今の世の中は虚にても差支なきが如し——人の
 身代と鉢植の松——翁楠公旗の文を解す——非理法楠天と云ふことは珍ら
 し——循環の理を説く——翁曰く世の中は大も小も限りなし——富國の道
 は農を勸めて米穀を増すにあり——小道具を好む者は大事は成し得ぬ——
 翁墨の曲れるを見て性理を説く——翁人の羨みを戒む——學者書を講する
 も活用の事を知らず——補勞の酒——元日やうしるに近き大晦日なる俳句
 の解——翁碩儒を誡む——塾入に貧家を擇ましむ——翁或人の母を戒む——
 翁と芋コソ會——翁は器用の人なり——翁の嫌はれたるもの——妻君翁に
 離縁を迫る——翁の抱負——翁の妻君——翁の手習——翁の三奇蹟——二

二宮尊徳翁年譜

宮翁逢はざる事五ヶ月——算術では大事はなせぬ

目次終

勤儉力行二宮尊徳公羽の偉人

井上雅夫編

二宮翁と其時代及び翁は如何なる感化を
時人に與へたるか

徳川三百年を以て太平無事の時代とせられしも初代より二代三代の時代には國內猶不軌の徒多からんを慮り武を研き劍を學ぶに餘念なかりしを以て上に静恬の狀なく下猶は全く其業に安んずる能はざりしを見るべし下つて四代五代を経て七八代に至る間小亂の時に是

れなきにあらざりしも千代田の城柱礎いよく固うして世は大御所様の仁政を喜びつゝあり是れ實に徳川十五代を通じての全期時代となすを得んかされど泰平に浴するの久しきに及んでは人々遊惰に流る是れ世の常なり果せるかなさしもに武運強かりし徳川氏の天下も九代十代の頃よりして鍊武調兵の道大に衰へ將軍の御威光はいや増に輝けど下士道の頽廢日に著るしく奢侈遊惰の風又長じて衆庶皆悉く太平に倦み墜きたるの風あり之れに加へて十代家治公の嬖臣を用ゐて政柄を亂すや社會の惡風相踵で生じ偶ま一種の傑物松平定信の起つてもろくの蓋革に力めたれどこれとして一時の効化を存するのみなりきついで十一代家齊公に依りて有名なる寛政の大改革は企てられたれど是れ亦一時の小康を保ち得るに過ぎざりき然る處又これと時を同ふし前に天明の大饑饉あり後に天保兩度の災厄あり太平に倦みたる士民の困憊こゝに到つて其極に達しさしもに堅かりし千代

田の城礎もつるに惡時代の流れにさそはれて端なくも搖ぎそめんとはしたりき下つて十二、十三、十四代を通じての將軍諸公には執權の位はあれど天下漸く多事ならんとするの時勢に對する憂懼自ら禁じ得ざるあり封建の制形に於て猶存したれど内に勤王討幕の志を抱くあり人心恟蕩つるに安んずる所を知らざるの情態なりしなりされば徳川三百年人文の啓發見るべきものありしを事實とすれど中四五代の全盛時期を除きなば前も後も未だ必しも無異靜謐の時代ならざりしと謂ふべく殊に其末造の綱紀の紊れ人道の地を拂ふて空しからんとするを見ては葵花の榮えもあはれ邯鄲の一夢ならざりしかの感なき能はざるなりされど是れ徳川時代史に對する表面の觀察のみ徳川末葉に至りて天下騷亂の豫兆ありしとするも一方には日本文學史上に特筆すべき元祿時代あり裏面より見るも士道の頽れたる反證として赤穂四十七士の美談あり民風の奢侈厭ふべきものありしも之れに對

する勤儉力行の鼓吹者として二宮尊徳翁の如きもの出づ一方輕文學の盛んなるより移つて都民の淫風甚だしきもありしも儒家の一時に輩出して日本特有の道德を説き神儒一體の教義を宣明したるあり徳川末造の慘言ふに堪へざるも中に一道の光明存し決して墮落と罪惡とを以て前後始終せられたるものにあらざるを知るべき也

二宮翁は徳川氏の末葉人心險惡世道頹廢の危機に臨んで生れ出たる人也即ち翁の出生が天明七年といへば天明饑饉を距ること數年の後天保四年及び七年の大饑饉を遡ること十數年の前にありといふべし而して是れ十代將軍位に上りて嬖臣田沼意次を重く用ゐたる時なり松平定信の大改革によりて政治的罪惡の幾分か改正されんとしたる時なり下つては大阪に於ける與力大鹽後素の亂を爲したる時なり更に下つては水野忠邦の武斷政治を行ひたる時なり翁の生涯七十年を經たりしと云へば幕府末世の世態日に非人心睽離して人道地を拂

つて空しからんとす狀最も明かに翁の眼底に映じたるを疑ひなからん而して翁は此危險なる時勢に處しこの寂寞たる世情を觀て果して如何の感催したるかお上の威光いやが上に輝けるを見下つて町人の豪奢に飽くを見て如何なる嘆聲を發したるか更に翻て天明又は夫保年間の饑饉に際し天下騒々しく農民色を失へる中に立つて又果して如何の同情を有せしか即ち翁の主義翁の人生觀を研究せんと欲せば先づ翁を産みたる時代の趨勢を見るを要し翁をして斯くの如き教理を説くに至らしめし動機と其時代と果して如何の關係なるかを見るの必要あるを信する也

翁は浮華輕佻なる時代に産れて士民の墮落見るに堪へざらんとするの狀に接したるがゆゑ自ら勤儉を説き力行を教へんとしたり又翁は太平の餘樂に飽きし人々正業を營むの氣風なきを見たるが故に翁一流の安民方法を講じて之れに恒産と恒心とを與へんことを力め

進んで實業に身を就かしめたり又翁は人道の廢れて慈悲の心乏しきを
 を見るや世人に教ゆるに徳を以て徳に報ずるの道を以てし人の百行
 皆一に徳に報ずるに在りと觀破したり翁は主として勸農主義に力を
 致したるの跡顯然たるも勸農は是れ民をして處世の大道に就かしめ
 んとするの一方便のみ翁の抱ける理想は天下をして君子の道に入れ
 しむるに存す翁は好んで道德を説き經濟を説き人倫を説き治國平天
 下を説く要するに民憂をして永遠に是れなからしめ天下舉つて君子
 の道に入らしめんとするの大理想より出でたるものなりされど翁は
 單に一種の理想として之れを胸中に秘藏し置く能はずその時代の悲
 慘なりし世態民情に察して直ちに之れを施さんとし先づ立つて勸農
 主義を鼓吹し身を挺して屯田開墾に従事し亦自ら戒邪懲惡の教を口
 にして倦まざりしもの即ち胸中に抱ける大理想をして先づ一歩づ
 之れが實現を期したるに外ならざるなり要するに翁が當時の他の學

者と自ら異なるものありしは他は單に理想を理想として説くに専ら
 なるに反し翁は自ら理想を一步たりとも實行し見んとしたるものあ
 りしこと此點に存すと云ふべし當時の學者としては史筆の優秀なる
 頼山陽あり神道の教義を説いて我國體の尊さを知らしめんと努めた
 る本居宣長ありその他文章議論の雄なるものに中井竹山あり細井徳
 民あり林子平あり荻生徂徠ありされど是れ概して文章議論に於て優
 れたるのみ一步進んで經世濟民を實際に行ひたるものにあらざるな
 り唯當時の學究社會にありて一人の二宮尊徳翁のみ能くその學びた
 るを人に施し能くその修めたるを時代に行はんとしたり是れ予の翁
 を以て當時の諸學者と別種の人格を有するの人たりと信じ世人の翁
 を以て活學者なりといふの所以又一に此に存す孟子は言論の雄たり
 し其筆を執つて天下時世を論じ人道を説き先王の徳を彰す鋒芒の當
 り易からざるを見るべしされど彼の一生實際の事業として徴すべき

何物をも見出たす能はざりき。孔子は大言壯語せざりしかど、陳に適き、匡に困み宋を過ぎ鄭に赴き、蒲に留められ、陳蔡に悩み、我道の行ふに易からざるを嘆じて逝く、而かも其一生の功業炳として後昆を照すものは、是れあるを見る。一見すれば孟軻の生涯の花々しき、寧ろ孔子の失意多かりしに似ざれど、實際人を利し世を教へたるの功に於て孟、つゝに孔子の百分一にも如かざるを證すべし、而して其功の此く甚だしく上下あるは、一は空論を以て立ち、一は實行を以て立ちたるが爲めに外ならず。今二宮翁の時代に見るも、學者として花々しき聲名を有するものに、徠の如き、山陽の如き、宣長の如きあれど、後世の尊崇未だ我二宮翁の如く深からざるは何ぞや、是れ亦他の主として空論談義に耽りたるに反し、翁は活ける人世に施して奕々其功化を示したるが爲めに外ならず。るにあらずや、翁は活學者なりと云ふもの、亦實に此意味よりして翁の人格を直觀したるが爲めなりと信するなり。

されど予は翁を以て活學者といふの批評だけにて満足する能はず、予は翁の事業の一として富國安民に關せざるなきを見て、之れを經世家なりといふの誤なかるべきを信じ、又翁の經濟の道に明るく、一盤を肩にすれば民の運命安かるべしと教へ、亦自ら邑民の棄苗を拾ふて、壺苞の實のりを得、小を積んで大を致すは、是れ自然の道なりと、喝破したるを見て、之れを無類の經濟家なりと云ふに躊躇せざる者也。翁を一言の下に活學者なりといひ去るは、餘りにあつけなき批評なり、この活學者のいふの何故に然るが、經世濟民を事實に行ひたる翁一生の事業に徴し、この活學者といふの眞に然る所以を察するにあらずんば、翁を崇敬せるものに取りて、少しく物足らぬ感を與ふべきならん。

兎に角、二宮翁は徳川氏の末造を飾るの一偉人なりと云ふべし。殊に秋風落日の嘆ありし、澆季の末、この一偉人の出づるありて、人道人心の爲めに盡瘁し、亂れたるを救ふて正しきに就かしむ、天斯人を下して斯

世を救はしめたるかの感あり、即ち此理より推して、翁は實に其當時の要求に應じて時代の倒影を支へんとして立ちたるものなりといふを得べきなり。翁逝いて百十餘年、その報徳主義の教理今猶存し、この明治年代の人類を益することの多々益々切なるものあるに至りて、予は今更ながら翁の名の予が耳に神の宣明の如く響くの感あるを覺ゆるなり。予の今茲に筆を翁の傳記に染め、更に翁と現代の社會關係を見んとするもの、實に斯威の油然として湧き、予をして自ら知らず此に至らしめたるなり。

翁の家系

翁は姓平、名は尊徳、通稱を金次郎といひ、二宮は其氏なりと稱す。生國は相模國翁は實に山間寂寥の中に孤立せるその栢山村といふ里に生る。父は二宮利右衛門、母は曾我別所村なる川窪某の女なり。その祖父に

おたる銀右衛門、つねに節儉を守つて蓄財に力めしかば、その頃よりして家富み、村の豪族として閭人の間に尊ばれしも、翁の父利右衛門、夙に慈悲の念厚く、富めるがまゝに隣民の貧しきを救ひ、來て乞ふものあるに任せて恵み與へたる結果、數年ならずして家衰へ、軒傾き、つゝるに身に何の貯へもなきの窮境に陥りたり。されど父の意、自ら窮するも人の榮聞を喜ぶにありしかば、貧しきに處して晏如たり、毫も昔日施恩の報あるを思はざりき。而してこの貧窮のうちにおいて、天明七年七月二十三日といふに翁は生れたるなり。

翁は兄弟三人あり、長は即ち翁にして、仲を三郎左衛門末を富次郎といふ。翁の生れたる頃は左まで貧しからざりしも、その二弟の生れたる時代には翁の一家は赤貧洗ふが加く、父ひとり腕にてこの三人を養ひ育つは、眞に言ふに勝へざるの苦行なりしと思はるゝなり。然るに奇禍又端なくも此家を襲ふ、寛政三年といふに酒匂川に洪水出で、堤を破

つて數ヶ村を一勢に流したるが翁の家は財産たりし田圃も亦爲めに流れ失せたることこれなり翁の家財を蕩盡して一物をも剩さるに今又此の大厄に遇ふ老いたる父の悲嘆やいふばかりなからん而して翁時に年五才なりしと云へば二弟も亦二才か三才を出でず翁の父や母やあはれこのいとけなき三子を抱いて極貧の家を守るその痛苦や眞に腸をちぎるの思ひありしならんか。

草鞋を作り父の飲料に充つ

家は貧にして田圃は水厄に奪はれ去るさへ斷腸の思ひあるに老いたる父は又其頃よりして病の床に打臥しぬされど身に一物もなければ薬餌の料を拂ひがたし堅氣なる父は之れを憂ふること甚だしくつゝゐに剩すところの田地を賣つて金子幾かに二兩を得之れを持ちゆきて治療の恩を謝せんとしたるに醫師は其志を憐れみ願はくば之れを

以て貧しき御身の家を賑はせ余は必しも謝禮を望まずとて之れを返へさんとす父亦痛く其恩に感じさはいへ君は我身の大恩人なりこの恩返さずには濟むべきか幸にこの二兩の金子聊かなれど半分はお身に謝し半分は我れ自ら戴くべしといひ三拜して門を出づ翁父の歸り遅きを憂ひて路に之れを迎へしが父喜色面に満ち翁を顧みて醫師の義侠我家を救はれたり汝等を養ふに多く憂ふる所なしといひて涙を流されしとか。

父の病は幸にして癒えられたれど豫後の衰え甚だしくために自由に働きて得べくもなければ翁は頗る之れを勞はり又父が酒を嗜めるより幼な心に酒代なりとも自ら稼がんとし日々草鞋をつくりて之れを賣り以て毎夕一合づゝの酒をもとめて之れを進めしかば父も快く之れを傾けその孝心の深さに悦ぶること甚だしかりきといふ翁の至孝亦以て天成自然の情なりしを見るべし。

父は死し母ひとり貧困に泣く

父の病は癒えられど、其後又ふたゞび發しつゝるに翁十四歳のとき、眠むるが如くみまかりぬ、老いたる母の悲嘆幼き三人の兄弟の衰傷やいかばかりぞ、それに加ふるに家貧にして旦夕の貯あるにあらず、このさき何にを頼みとして、親子四人の露命をつながんとするにや。

母は泣くく、愛子を呼び寄せ、翁に諭して曰く、母一人の手にて汝等を養ふは難き業なり、なれど汝は成人に近き身、わが傍にありて用足すべし、唯末子は未だ乳飲もの、わが手足のまどひとなりて、此先養ひがたし、近親のものもあれば、しばし預け置かんと云はるゝに、翁等も其言に従ひしが、母その子を抱いて出で、悦んで歸られしに、其夜寝ぬる能はず、翌朝翁は其枕の涙にて打温めりしを見て、母の切なる思ひを察し、何故に泣き玉ふにやと問ふ、母末子を縁家に預けしに、乳張り、その痛みの骨

に沁むやう覺えて寝ぬる能はずと答ふ、翁その意を酌み、末子一人ありとて何程の艱苦をや増さん、余は骨身をくだきても用足しをすべければ、はやく呼び寄せ給へといふ、母大に悦び、つゝるに末子を引取ることゝせしが、翁は此日より未明に起き、深山に分け入りて薪を拾ひ、夜になりては繩を索ひ、草鞋をつくりなどして、母の家計を助けたりき。

薪炭を擔ふて聖賢の書を読む

翁の家貧しくして書を購ふ能はず、書を購ひたりとて能く讀むべきの時間なかりしも、翁の志夙に學問にありしかば、稀に大學一冊を懐にし、少の閑あれば乃ち讀み、薪を擔ふて家に還るの路すがら、又之れを緝いて朗に讀み、もてゆくを例とせしが、路ゆく人は指して笑ひ、知らざるもの亦皆狂人と爲し、ゐたりき、あゝ學ぶに師なく、書を購ふに財なき翁にして、學を思ふこと此くの如く深し、つゝるには勞働の傍ら之れを讀み、

苦役のうち猶之れを手にして衆人の笑をも顧みざらんとす翁の志幼時にして既に時人に異なりしを見るべきにあらずや。

母の病死と一家の離散

享和二年翁は年漸く十六才を迎へたりしが父を弔ふの涙未だ全く乾かざるに翁の家は再び悪魔に襲はれたり即ちたいひとりの老母幼なき三人の子を養ひ育てし慈悲ふかき母はつゝに病みて斃れたるなり翁や天性至孝母の病氣重きを見て醫藥をすゝめ又は天地に神佛に祈りをあげ或は日に夜に手を盡して看護したれど病は重るのみにして其効なく十有餘日にして瞑目するに至りぬ家財既に盡き田圃亦他の者となる剩すは唯十六の翁を頭に幼弟二人あり翁の今後の運命如何なりゆくべきや心あるもの亦一掬同情の涙なきを得ざりしならん母の死後に起るべき悲劇は一家の離散これなり翁は賢なりといふ

も年僅かに十六いかでか幼弟二人を養ひ育つるを得んや既に翁にして養ひ育て得ずんばひとりとなりとも身寄りの親戚に絶つて養はれざるべからず骨肉相抱ける翁等兄弟にしては是れ忍ぶべからざるの悲痛なりしならんも當時の境遇より見ればこの悲痛も敢て自ら避く能はざるものなりしなり。

やがて翁は近親なる萬兵衛といへる人に引取られしが弟の三郎左衛門と末子とは母の實家なる川窪家に養はるゝことゝなれり而して川窪家の人々みな慈愛に富み二弟は爲めに暖かく育てられしやうなれど翁を引取りし萬兵衛といふは性鄙吝にして残酷翁は爲めに殆んど奴僕にひとしき待遇を受くるの身となりしなり一家の離散既に悲むに勝へたり然るに翁は今又かゝる浮目を見んとするなり小さき幼な心にも世味の辛きを嘆じたるやあらん。

萬兵衛の吝嗇翁の讀書を妨ぐ

翁の萬兵衛の家にあるや朝は爽明に起きて庭を掃き煤を拂ひ家業を勵むに怠らざりしも翁平生の志學問にありしかは僅かに夜に入りてその身の疲れたるをも厭はず書を讀むを業とせしが萬兵衛之れを見て怒り罵つて曰く汝は親なしの子なり汝を養はんが爲めにわが家に多分の雜費を要すそれを思はずに無用の學問に志するとは不届千萬ならずやと翁之れを身を切らるゝの思ひせしも今は其人に恩を被むる身の上なり言はるゝまゝに従はざるべからずなれど志は棄つべからず彼れの意燈油を惜むにあること勿論なり如かず余自ら燈油の料を得んにはと乃ち不毛の空地を起して油菜を蒔きその實のり七八升を獲たるを幸ひに之れを市に鬻いて少許の金に替へその金にて燈油を購ひ來りて元の如く夜遅くまで讀書す萬兵衛又之れを見て聲を

荒らげ曰く汝自分の力もて油を求めたるはわれ之れを咎めざるも無益なる書を讀みたりとて何にかせん若し書を讀むの餘暇あらば我家の爲めに餘分の勞働をなせと言や冷かの極みといふべしなれど翁の志豊にかくの如くにして挫かるべけんや乃ち翁は繩をなひ蓆を織り夜の更くるを待つて之れにて燈火を蔽ひ寝ねたる如く見せて竊かに書を繙きしがこれのみは遺がの萬兵衛も遂に覺る所なかりしといふ翁幼年の苦學以て想見するに餘りあるにあらずや

棄苗を拾ふて父祖の家を興さんとす

或年出水のために古堀の埋もれて不用の地となりたるものあり翁之れを見出だして手を加へ村民の棄て去りし苗を拾ふて此上に植えしがその苗秋の實のりに壹苞あまりもありたれば大に喜び且思へらく今年壹苞の米明年十苞の米となる小を積んで大を得るは自然の道

なり、經濟の法即ち此に存す、余幼少にして父母を亡ひ家を失ふ痛恨已むなし、願はくは今年に得たるこの一苞の米を以て、父祖の再興を計るを得んかと、而して翁一たびこの覺悟を爲すや、勤勞前日に倍し、又其一苞の米に依りて増培の道を考へ、年を経るに従て愈多量となりしかば、即ち萬兵衛に請ふて告ぐるに、其故を以てす、彼亦翁の志を異とし、翁の言ふがまゝに任す、翁仍て彼れの家を辭して、多年打棄てありし我家に歸りぬ。

破屋を修理して妻を娶る

我家といへど唯名のみ、父逝き母死し、骨肉相離れてより、以來既に數年、軒は傾き壁は落ち、庭には無名の草茂りて、三畝の圃亦夙に荒蕪に歸し、見るだに斷腸の思轉た切なるを覺ゆ、されど今は一陽來復の時なり、久じく他人の虐待に苦しめられし身、けふよりは我が産れし家の主人

となるなり、此く思ひ至れば、翁の心喜びに満つ、乃ち軒を支へ、破れし壁を補ひ、荒れたる田圃を耕やして、纒かに身を容るゝに、心地好きまでの修理を加へぬ、而して此處にて身を惜まず、立働くほどに、日々の活計も立ち、多少の餘裕をも生じければ、縁家の者來りて、其室あらんことを勸む、翁辭すること數たび、されど其人の勸め拒みがたく、つゝに隣村なる某家の女を娶ることとなれり、而してこの女こそ、翁が終生の艱苦を共にしたる貞淑並びなき賢婦なりしなり。是れは翁の終生の妻なり。

翁の義俠服部氏の依頼に應ず

小田原侯の下臣に服部十郎兵衛といふあり、祿千三百石を喰み、一藩の重役として、士民に敬せらるゝこといと深かりしが、家政の拙なるが爲めか、常に借財に苦しみ、はては之れが爲めに、其職を辭せざるべからざるに至るや、翁を知れる、或人服部氏に謂て曰く、程遠からぬ柏山村に

金次郎なる人あり、千辛萬苦して父祖の家を再興し、世味に通じ、亦能く利殖の道に明かなり、貴下幸に此人を引いて家政を任ずれば如何にやと、服部氏之れを聞いて異とし、然らば厚く依頼せんとて人を以て翁の許諾をもとむ、翁は謙讓して其求を受けず、且つ余は農民の子なり、以て士家を興すの道をしらずといひて堅く辭退したり、然るに翁を信ずること厚き服部氏は之れを受入れず、猶再三懇願して已まざるに、翁もつゝに辭退し難く、然らば不肖ながら此の大任に當るべしといひて其願を容るゝこととなりぬ。

諄々説いて服部氏を誠む

翁服部氏の依頼を聴くや、乃ち氏を誠むるに、祿千石ありて千兩の借財を負ふは世祿の名ありて其實を失するものなりといひ、上に忠義の志あらば、儉を勵み、勤めに怠らず、家名を磨いて身を立つるに、銳意なら

ざるべからずと説き、余が御身の依頼を受けたる上は、必らずや飯汁に限り、衣綿に限るべし、冗を省いて蓄え、奢りを去つて身を慎まざるべからずと諭し、更に其家の下僕を呼んで説くに、主家の窮困を以てし、家政の事一に余に托されたれば、爾後は一に余の指圖に従はざるべからずといひ、若し余の言に異存あらば、今速かに立去るべしと諭したるに、下僕等皆其言に感じ、一人の異を唱ふるものなかりしかば、翁は於是乎即ち家の入費とその活計の程度を定め、冗費を節し、無用を省き、さらに貸者と呼んで告ぐるに、實を以てし、之れを償却するに、向後五年を約し、而して自らは一意之れが挽回の策にのみ従事せしに、服部氏の家日一日榮えゆき、五年の後にして山の如き借財は償はれ、巖には秋の野の如くにうら寂しかりしも、今は春の空の如く和氣掬すべきものあるに至りぬ。而も服部氏は之れに依つて一方借財を償ひ得たるのみならず、猶ほ殘金三百兩を剩すを得たるなり。

二百兩を主家に捧げ、百兩を下僕に頒つ

翁は困憊の中に服部氏の舊債を償ひ得たるのみならず、これに依りて猶三百兩の金を剩したるが翁去るに臨み、その中の百兩を割いて非常の時忠義の爲めの費途にせられよといひて服部氏に與へ、又百金は婦人の貞淑にして堅忍なる能く主人をして五年間の勤行に堪えしめたりといひて細君に與へ、残り百金を下僕に頒ち與へて曰く、汝等主家を重んじ、五年の間能く千辛萬苦す、仍て今主君より此金を賜ふ謹んで之れを受けよと、下僕驚いて答ふる所を知らず、服部氏亦翁高義と其限りなき慈愛の念に感じ、涙を流して厚く謝したりといふ人の難に應ずるに自家の休戚を問はず、而して其事に従ふや、功成り志遂げて退く、翁の高節大義たる誰れか又感激せざるものあらんや。

小田原侯の拔擢に遇ふ

翁服部氏の家政を再興して家に歸り、日夜耕作に従ふて餘念なかりしが、翁の經濟に長ずることはやくも附近村人の知る所となり、評判頗る高かりしかば、時の執權職として威望並びなき大久保侯之れを聞き、翁を抜いて國政に任じ、經世の道を問はんとせらる。なれど衆人之れを遮ぎつて曰く、二宮氏才徳餘りあれど位格卑きものなり、之れを擢んじて政柄を司らしむ、諸人必らずや之れを輕んせん、又是れ時勢の服せざる所なりと、侯も亦一應其言を最もとせられしも、翁の如き賢者を蓬蒿の間に朽ちしむるは余の遺憾なり、當時の人情位階に重きを置きて貴賢登庸の道を塞ぐと雖も、若し翁をして諸人の夢想し得ざる功績を擧げしめ、彼等亦翁の有功に服して位階を問ふの違なかるべしとて、即ち茲に侯の分家にして采邑四千石、下野芳賀郡物井、横田、東沼三邑の領

主たる宇津家の復興に任せしめんとし直ちに翁に命を下し給ひぬ。
 元來宇津家の領下たる物井横田東沼の三邑は土地磽确にして水利
 に乏しく秀苗を植ゆるも忽ち枯れ良種を蒔くも秋の實のり思はし
 からず加ふるに此部落の人民風儀悪しく心ばえ又頗る瘠邪にして遊
 惰無爲に其日を送り年貢の如きも楯目を盗んで容易く出ださず村中
 つねに訴訟を事とし口論喧嘩の絶え間なき土地柄にして大久保侯も
 之れが統御に多年肝膽をくだき給ひ屢々有司を派して之れが復興を
 企てられしも人を代ふること數度未だ何等の治績をも見ず賢明なる
 侯も之れにはほと／＼困じ果て給へる折柄偶々二宮翁の賢を聞いて
 拔擢せんとし却て群臣の之れを妨ぐるものあるを知るや即ち翁をし
 て此難村の整理に任せしめ其功の顯はるゝに及んで後大に用ゆる所
 あらんと爲し給ひしなり。
 仍て侯は使を遣はして翁の諾意を求められしに翁之れを聞いて君

命は重しなれど身の不肖を以て此の大役に當るべからずといひて辭
 退を願ひ出でたり侯の意既に決す再び使を遣はし辭を厚くして懇命
 を下し給ふされど翁亦固辭して受けずかくすること三年侯の懇望倍
 々已まざらんとするを見るや翁も亦つゝに其仁心に感激して漸くお
 受することゝなれり。

翁單身三邑の土地を見分す

翁の君命に應ずるや侯亦深く之れを悦びやがて翁をして三邑の土
 地見分を命じ給ふ翁小田原を發して下野櫻町に到り戸ごとに就て貧
 富の狀風俗の様を視察し更にその三邑の領下を遍ねく徒行して地味
 の肥瘦水利の離易をも圖り古老に就て此土地の由來を聴き耕民に諭
 して例年收穫の如何など問ひ合せ數十日を費して此事にのみ奔走し
 たる末遂に仔細に此土地村民の實情を搜ぐり得たるを以て直ちに歸

つて侯に謁し、其旨を告ぐ、且つ曰く、村民汚俗に染み、土地不毛を極むるといふも、力を農事に致し、施するに仁政を以て爲給は、再興の道、自ら存すなれど、茲に一の困難あり、此領元四千石と稱せられしも、是れ名のみ、之れが再興に功を奏せば、實收は却て二千石に下るべし如何と、侯之れを聽き、彼地復興の事、一に汝に任せ置、汝の憂ふる所の二千石減少の數にいたりては、その功就りし後、我れ之れを補ふに吝ならず、汝ただ身を愛し、國の爲めに其志を就す所あれと宣ふ、翁こゝに於てか、侯の寛度雅量に富み給ふを知り、感謝して、此大役を引受け、契ふに十年の歳日を以てするに至りぬ。

翁の義氣と妻の貞節

翁任に櫻町に赴かんとするや、思へらく、彼地は風俗悪く、村民邪曲なり、いかなる悪計を以て余の仕法を妨げんとも知れずなれど、一旦君命

を受けて赴く上は、五年十年死生の難に遇ふとも志を成し遂げざるべからず、而して余の志を成し遂ぐべきの道、たゞ至誠を以て此事に従事するあるのみと、又妻を顧みて曰く、君命もだし難く、余遂に此大役を受く、一家を廢し、自利を捨て、此事にのみ従はんと欲すなれど、卿は女なり、余と難行を共にせんはいと六つかしかるべし、若し余と共に死生を共にするの心あらば、余と共に赴かん、然らざれば去るべし如何と問ふ、妻つくつく聞いて嘆じて曰く、良人の言、妾の貞節を疑ふものなり、妾の此家に嫁く、良人と共に死生を共にするの覺悟あり、火を蹈まば共に蹈まん、又に斃るゝならば共に斃れんと、翁の隣に取籠がるを見るや、翁も其志を嘉みし、つゝるに家具一切を賣却して家を出で、彌太郎と云ふ三才になる愛兒を携へて、與に旅路を急ぎぬ。

翁櫻町陣屋を修葺す

文政五年翁妻子を伴ふて櫻町に到り陣屋に住居して采邑復興の事を計る。陣屋は元小田原領分の時に建てられたるものにして久しく人の來て住むものなかりしかば堂宇の毀損太だしく壁破れ柱朽ち軒下には草木茂りて一見狐狸の巢居なるが如し又此地の有様を見るに耕田少く未墾の田圃猶太だ多くにして農民あれど遊惰にして之れを耕さんともせざれば草茫々と打茂りて光景頗る慘たるものなりき翁即ち荒れ果てたる陣屋を修葺して此處に住まひまづ民家を訪づれて勤惰を調べ土地を見分して肥磽を卜し朝夕たゞ此事にのみ従事せしが後民情を察知するに至つて善人を賞し悪人を諭し貧者を慰め病者を庇はり用水を掘つて水の便宜を與へ遊惰の民を勵まして農事を勤めて已ます。此くすること久しきに亘りしが翁其頃身には手織木綿を着け味噌を嘗め冷飯を喫ひ大暑嚴寒の候と雖も一日も休む時なかしと傳へらる。されど度しがたきは惰農の習慣なり彼等は永年の間怠惰に

慣れ心ばえ悪しく打過ごせし者等とて翁の仕法に疑心を抱く者多く時としては翁の命令に逆ふものさへ數多ありたり又翁の仕法を助くべく翁と共に來りし役員どもも翁の勤勉と正しき行狀を嫉み翁の事を惡様に云ひ觸らしたれば翁の事業は益々困難を加ふるの狀ありき。

翁汚吏を誡めて正心に復らしむ

小田原より來れる吏某なるもの性好にして翁の仕法を妨げんとす。彼は翁の事を悪しく邑中に觸れ歩くのみならず翁の爲す事業に反對して大酒を飲み良衣を纏ひ邑中にありても良を退け佞を愛し翁の之れを諭すあらは口を極めて罵るなど殆んど手の着けやうもなかりしかば翁もほとく困じ果て正言を以て誡むにも彼の好心を翻へす能はざるを知り寧ろ彼の好む所に依つて其行を改めしむるに若かずと爲し私かに策を婦人に授けて酒肴を以て彼を待つ翁曰く卿此地に來

りてより邑の爲めに心身を勞すること甚だし幸に一盞を傾けて其勞を慰せよと彼大に悦び之れを飲食して終日息ます婦人亦厚くもてなして酒盡くれば酒を備へ肴盡くれば肴を供すかくすること數日邑中の奸人來り彼れに計る所あらんとするも彼酪酩して解する能はず而して其間翁は邑中に出て仕法の事に従ひ或は悪人を救へ導き或は荒蕪を拓くことにのみ狂奔し殆んど一日半餉と雖も身を息めるの餘暇なきの状なりしが仕法の効爲めに大に顯はれ翁を妨ぐるものあらざりしを以て邑民の翁に服すること愈々厚さを加ふるに至りしと云ふ而して曩に翁を嫉み其事業を妨げし吏某の如きも偶々翁の術中に陥り酒醒めて後自ら慚愧の念を起し翁の人と爲りの寛大無邊なるを感じつゝ前に前非を悔みて翁の事業を助けんと云い出づるに至りぬ翁は勸農主義に依りて惰民を改善せしめたるのみならずこの夜兒の如きをも諭し誠めつゝに親愛して其徳に服せしむるに至る翁の感化

豈亦驚くべきものあるを見ずや。

汚吏翁の深意を察せずして小田原侯に讒訴す

翁の事業は日増しに其効顯はれしも豫て翁の功業を惡むもの小田原より行を共にせし役員どもの中に多かりしが或日翁は彼等に依りて小田原侯に讒訴せられたり彼等の言ふ所は翁の仕法に依りて家を亡び氓民となるものあり翁は窮民を救はんとせず仕法の徳一も是れあらずといふにあり是れ翁が懲惡勸善の主義よりして悪人を淘汰したるその深意の存する所を誤解して斯く讒訴したるものなりきされど侯の聰明は日月の如しはやくも彼等の疑惑を喝破し且つ翁を召して其言ふ所を聴くや理當に翁にあり讒者の罪輕んすべからざるを知りつゝに彼等を罰せんとせしに寛懷にして至仁なる翁は之れをといめ彼等とて悪人にあらずその言ふ所も讒訴にはあらずたゞ君侯の爲

めに忠義を盡さんとするの餘り、つゝに某の深意を疑ふに至りたるなりといひて、特赦を乞ひければ、侯も亦翁の徳に感じ、彼等の罪をゆるし給はりしとぞ。翁の至徳はいふまでもなけれど、上に斯る明君あり、翁をして知己無きの嘆を發せざらしむ。翁艱世に人となりしも、亦以て生を盛世に享けたるを喜びしなるべし。

翁成田不動尊に祈願して二十七日間の斷食を

なす

君の賢察にして任政なる、偶々翁を陥れんとするも、能はざらしめ、翁の事業に一層の光輝を添へしむるに至りたれど、翁は自ら至誠を盡して復興に従へるに、猶時々人の疑惑を招くを恐れ、これ歸するところ誠實の未だ人を動かすに足らざるものとなし、こゝに於てか私かに陣屋を出で、總州成田山に登り、不動尊に祈念をこめて二十七日間の斷食

を行ひしが、その満願の日にいたりて、至誠感應の示現を得たりといふ。於此亦元の陣屋に歸りて復興の事に力を致し、我れを忘れて勉め勵みしかば、その徳と誠實とは漸やう里民の知る所となり、翁の訓諭に依りて行を改め、善に就くもの日々是れあり、三邑の風儀、こゝに到りて面目を新にし、荒れたる家、亂れたる人の心にも、自ら怡樂を感じ、賤が伏屋とも覺しき翁が陣屋にも喜びの色あらはるゝに至りぬ。

至明の裁斷赫として烈日の如し

物井邑の荒蕪を招くこと數十町、翁自ら出で、役夫を督し、よく働くものを賞し、怠るものを勵ます。その表裏なき仕法を見て、感ぜざるものなし。されど翁と共に同じく役夫を督する他の吏員にありては、翁の如き綿密なる心を用ゐざれば、時として賞罰を誤ることありき。ある日一人の役夫ありて、頻りに汗水流して、鋤を揮ひ居りしが、吏員之れを見て

大に感じ彼れの勞働に熱心なる翁必らず厚く之れを賞するなるべし
 と云ひ居りしが翁偶ま之れを見るや大聲叱して曰く汝は不正直なり
 我を欺かんが爲めに此くの如き働きを爲すか汝若し終日此くまで必
 死に働くものならばしばし此處にありて我之れを試し見んと衆之れ
 を聞いて驚き翁の不明を嘲けるものさへありしに彼の役夫は翁の一
 言に痛く恥ぢ且つ恐れ平蜘蛛のやうになりて其罪を謝せしにぞはじ
 めて翁の眼識の至明なるさすがの狡夫も之れを欺くの術なきを知ら
 れ衆皆此に到りて翁に感せざるものなかりき。

こゝに又年老ひたる一人の役夫あり彼は他の屈強なる倭者と同じ
 勞働を爲し得ず終日たゞコツ／＼木の根をのみ堀るに努めしが一見
 その勞力の他に比して頗る及ばざるが如かりしかば衆皆翁が何故に
 この無益の老夫を退けざるかと疑ひ居しに工事は數日にして成り他
 國より來りし役夫等を歸國せしむるに際し翁は右の老夫を陣屋へ呼

びよせて厚く其勞を謝し且つ曰く汝の丹誠なる働は我工事を助くる
 こと多し依ていさゝか賞美を取らすべしといひて金十五兩を與へけ
 れば老夫大に驚き某老年にして他の役夫と同じ勞働をも爲し得ざる
 に日々同じ賃錢を賜はる既に冥如に餘りてありがたし然るに又御褒
 美として此の大金を賜はる君の恩賞身に餘りていふべき言葉なしと
 いひしに翁微笑して他の者は功名の顯はれ易き地を擇みて犁を入る
 るに勤たるに汝は年老いて力足らねばとて人の一向見むきもせざる
 木の根堀にのみ努め且つ一分一抄の間とて安息をもとめたることな
 し至廉至直の行ひと謂ふべし今與ふる財は輕少なれどもち歸りて貧
 しき厨を肥せ是れ天が汝の正直を賞で、汝に賜はるものなり屑く受
 け取れよと言はれければ老夫も深く其恩に感じ厚く拜謝して其金を
 手にしたりとぞこれや是れ賞罰を行ふに一點の私心なく赫として烈
 日の如しと云ふべくや。

翁の教邪を改めて善に歸せしむ

物井邑の農夫に岸右衛門といふものあり、少しく才智はあれど、鄙客にして心さま良しからず、一村の除者にして人皆齒せざりしも、彼亦翁の仕法を見て村民に災するものなりといひ、時としては之れを妨ぐる行爲をなすこと少なからざりしかば、翁深く之れを嘆じたれど、故らに之れを戒めんとせで、その自づから心の非を悟りて正に就くの期あらんを信じゐたり、果せるかな、彼亦翁の事業日を重ねるに従ふて、効果の著るしく、此儘にもかば三邑の仕法成るの日、近きにあらんと知り、且つ若し我れの如く、其時に至るまで翁を妨げつゝあらんには、必らずや罪人を以て罰せらるゝことあらんと思ひ、急に恐ろしくなりたるにや、一日翁の許に來りて、舊惡を謝し、こゝに一心を改めて前途望多き先生の仕法を扶けさせ給へと申出でたり、翁の寛量なる、また彼の舊事を問

はず、懇ろに其不心得を説き、且つ改心の速かなりしを悦び、やがて一組の役頭とならしめたり。なれど岸右衛門の心さま悪しを知る他の者等は、彼を賤んでその命令に従せず、岸右衛門亦深く悔むたれど、如何とも爲しがたければ、再び翁を訪づれてその由を語り、且つ教を乞ひしに、翁の曰く、汝は今まで狡猾なることのみを爲しゐたれば、一旦改めたりとて人信せず、人を信せしめんとせば、須らく私慾を抛つに如かず、そは汝が貯藏せる財貨を出だして悉く之れを細民に頒ち與ふべし、然らば人皆汝の私慾なきを知り、其命令に遵ふこと疑ひなしと、岸右衛門之れを聽いて大に感じたれど、多年貯へたる財貨を抛棄するは如何にも惜しく、且つわれは斯く思へど、妻子等の悲嘆已むことなかるべしとて、自ら心に惑ひつゝ、之れに對する教を乞はんとて三たび翁を音なひしに、翁たゞ一語をはたゞ、汝の心にて決すと悟されれば、彼こゝに到りて開悟一番し、直ちに翁の教訓に従つて己れの所持せる財貨を擧げ

て村民の窮を救ひしに、村民初めて岸右衛門の誠なる改心に感じ、それより彼の命令に従ふて能く労働を爲すに至れり。而して後翁も亦彼の志を多とし、汝今日より荒地を拓くべしと命じ、他の役夫をも勵まして忽ち數町歩の良田を得しかば、改めて之れを岸右衛門に與へて曰く「舊田は産粟百俵なれど、貢税五十俵を出さざるべからざるを以て手取り五十俵に減すべし」とされど、此新田は實收百俵ありて皆一に汝の有に歸すと。岸右衛門伏拜んで其恩に謝し、之れよりして益す翁の事業を助けたりと云ふ。

翁の説諭里正の蒙を啓く

三邑の中、横田村最も衰廢をさわむ。この村に年久しく住ひて里正の職に就ける圓藏といふものあり、才智なければど、誠直にして能く勤め、夙に一村の模範となりて農民の爲めに盡すところありしが、従來の住家

破損すること甚だしく、新に建築して木材を購ひ置きたれど、之れが入費二十餘金を要することゝて容易に工を起す能はず。ある日翁の許にゆきて、其金の補助を仰がんと乞ふ。翁其故を聴くや、襟を正うして「汝過てり、横田村の民、今大に衰微して衣食足らず、甚だしきは飢饉に泣くものすらあり、然るに汝之れを知つて救はんと思せず、且又汝には舊來の家屋あり、破損すとも未だ雨露を凌ぐに足るものあるに、一身の榮を求めんが爲めに新築せんとす、里正は村民の範たり、村民の衰微、これ里正の罪なりとせざるべからず、今汝新たに家を建て、一身の榮を求めんか、里正の任既に之れを曠うし、村民亦必らずや汝を怨まんと説き、さらに一策を授けて、汝余が言ふ所を是とするならば、今假に二十金を他より借りたりとし、之れを五年の間に返還すべく期せよ、家を建てんが爲めに金を借るほどのもの、何んすれど、夫れ能く其金を返還するを得んや、若し斯く金を借りるも、猶容易く返金し得べん、くば借らずして返金す

る亦必しも難きことにあらず、汝須らく願みて余がいふ所を行へといひければ、圓藏大に其教に感激し、家に歸りて工事をとめ、生計を節し、衣食に分度を立て、只管熱心に農事を勵みつゝありし程に、村民其風を見て我れもくと、業務に熱心しつゝに幾ならずして極衰に陥りし横田村の再興を見るに至りぬ。而して翁亦之れを聞いて大に圓藏の勤勉を徳とし且自分の教を守りて渝らざりしを喜び、爲めに百餘金を費して三邑中第一の家屋を新築して之れを興へたりき。翁の至誠を以て人を誠め、仁術を以て亦人に酬ふることを往々此くの如し。

翁豫め天保の大饑饉を卜知す

天保の饑饉は天明以來未だ嘗て見ざりし大饑饉にして、その厄一年のみならず二年三年と打つゝきたれば、奥羽より關八州に及んで飢民最も多く甚だしきは飢死して伏屍累々山を成すの土地さへありしも、

ひとり翁の仕法に依りて其恵みを受けつゝありし下野の國物井東沼、横田の三邑のみは幸に之れが災厄を免がれたり。

翁或時茄子を食ひしに、不味常と異なり、恰も秋の茄子の如し、翁喟然として歎すらく、茄子の味此の如く異なるは陽氣薄くして濕氣の多を證するものなり、今年の秋穫、平年の半ばにも達せざるや知るべし、今に於て十二分の用意を爲し置かずんば、村に飢民の免れざること疑ひなしとし、乃ち三邑をして豫め凶年の備へを爲さしむ。村民或は翁の遠慮を知らず笑つて無用の事を令するものかとなし、果せるかな、夏時降雨多く、冷氣甚だし、秋を迎ふるに至りて稻花結ばず、つゝに近年に比なき凶歳となり、關東の諸村落殆んど總べて飢民ならざるなきの慘状を見るに至りぬ。されど翁の教を守りたる三邑のみは獨りこの飢饉に免がれ、且つ秋の用意にとて多くの種を作り置きたれば、糟食豊かにして平年と毫も異なるなく、曩に翁の命令を嘲けりしもの、爲めに俄かに

翁の明識を感じ、其徳を賞めたゞへたりといふ。越て天保七年も亦大なる飢饉の年なりしが、之れより先翁は近く再び大凶歳の襲ふべきを豫言し、三邑の民をして又悉く用意せしむる所ありしかば、此の大凶歳に遇ふて關八州野に生色なかりしも、ひとり三邑のみは依然として凋衰の色をあらはさず、且つ翁は豫め凶歳を知つて、村民貢税を免がれ置かしめられたれば、各々厨に餘りあるの糧を貯へ、平作の時よりも生計却て豊かに見えしとのことなりき。翁は手に下筮を採らざりしも、自然の變に因りて天の運行を察し、人の榮枯を卜すること、此くの如きものあり。是れ天授の才に依つて然るか、修養の力に依りて此域に達したるかを知らざれど、之れを以てするも、翁の如何に盛徳にして、且つ至知至明の人なりしかを想望すべきにあらずや。

翁の從僕無賴漢の廁を毀す

翁の陣屋に年久しく使へる從僕あり。一日物井村なる農民の家に遣はしけるに、その僕腹を病める折柄とて路に便通を催うし、傍に在りし廁に入る、然るに其廁痛く破損し、壁落ち柱朽ち、一指を觸るゝも毀はるべう見えしが、僕誤つて身を觸るゝや、忽ちドツと打倒れたり。之れを見たる持主の農夫某なるもの、平生賭博に耽つて正業を修めざる無類の徒とて何條黙して止むべきかは、大に怒つて其不埒を罵る、僕故を語つて叩頭罪を謝せんとするをも聽かず、彼れ六尺斗りなる棍棒を手に提げ來りて僕の頭を打たんとす、僕怖れ走りて陣屋に歸る無賴漢益々怒り跡を追ふて陣屋に來り、宥め寄る人々をも打ち据えんとするに、翁内に在りて物音を聞き、無賴漢に面し顔を和げて曰く、汝の怒るは無理ならじ、されど我僕意あつて廁を破りたるにもあらざれば、其罪免されよ、且つ汝の廁斯く打毀はれたる上は、汝の住家も痛く破損するなるべし、幸に我僕汝の廁を毀ぼつ、我新に普請し與へん、その序を以て汝の住家

をも建て進らすべしと無頼漢之れを聞き、忽ち其怒をやはらげ、地に跪いて翁を拜し、先生の大人なるわが粗暴をも咎め給はず、猶新に一家を賜はらんと仰せ、何の幸か之れに過ぎんやとて厚く禮を述べ、翁仍て其場に到り、自ら指圖して良材を齎らし來らしめ、直ちに家屋便所ともに新築し與へたれば、彼亦翁の恩に感泣し、これより後己れの非行を改め、正業を勵み、正しき農民として一生を畢りしとぞ。

翁辻門井二村の里正に面して忠義の道を説く

常陸の國眞壁郡に辻門井の二村あり、衰廢支ふるに由なく、飢民日に多きを加ふ。一日兩村の里正相連れて翁を陣屋に訪ふ、翁其故を問ふや、彼等即ち曰く、二村の領主財務を知らず、采邑に命じ、今年に來年の貢税を先納せしめ、剩へ御用と稱して窮民の財を掠むること屢々なり、身幸に里正に在るを以て、民の亡狀を見るに忍びず、常に自財を出だして窮

民を庇ふと雖ども地頭の苛察益す太だしければ、如何とも爲すべきなし、先生仁術を施いて三邑の荒廢を救ひ給ふと聞く、われ等先生の如き惠厚き人の下に住せんを願ふものなり、幸にわれ等をして物井の民たらしめよと、翁之れを聞いて、其情を感みしも、理に於て然かあるべからざるを説き、臣民の道を諭して曰く、地頭の慾求急なるは理財に拙なる爲めとはいへ、君の非運を見て身を遁れんとするは臣下の道にあらじ、君富めば恩光下に及び、君貧しければ下其憂ひを分つ、これ自然の理にあらずして何ぞ、汝等も元は君恩の渥きに喜びしもの、今君家の衰ふるに及んで汝等亦共に憂に泣く、而して君恩に酬むべきは今日を措いて他にあらず、宜しく當に汝等の田圃家具一切を沽却して、君家の愛事に補ふべし、されど誠實を以て之れを爲し、且つそを鬻ぐに當りても價一錢たりとも高くせよ、一錢たりとも多く君に奉るは君の愛を除くことそれだけ大なるものなり、是れ亦汝等の今日に處すべき忠義の道な

りとすと、彼等之れを聞くや且つ愧ぢ且つ畏れ殆んど答ふる所を知らざるの状あり。翁更に語を和げて曰く、汝等一切の財産を捧げて地頭の急を救はば、村民亦必らずや先を争ふて之れを倣はん。然る後君に向つて哀情を述べ、今一家を抛つて君に献ず。明日よりは糊口に道なし、願はくは采邑中に居住を許し、邑の餘田を耕し、又は荒田を開かしめ給へと乞ふべし。君道明あらば直ちに汝等の乞ひを容れらるべし。若し君其心なく、歎願すとも聴き玉はずんば、即ち妻子と共に我邑に來れ、幸に汝等を飢えしむることなかるべしと。二人の里正之れが手厚き教訓に接するや、乳兒の慈母に遇ひたるが如く喜び、歸りて一人は直ちに其教の如くなしたれば、地頭亦其至誠に感じて、嚴命を傳へずして去りしに反し、他の一人のもの、私心猶深く、つるに其教を守る能はずして、邑を追はるに至りしといふ。翁の教訓之れを守ると守らざるとに依りて禍福此くの如く著るしきを見る。翁の教訓以て世の道學を名として、空理を説くものと自ら異なる所以を知るべきのみ。

翁一挺の唐鋤を與へて民の飢渴を免れしむ

翁の三邑復興を聞いて其德行を慕ふもの甚だ多く、村政の紊るゝある村人の飢渴を免れざらんとする、皆來りて寛仁なる翁の教を乞はんとす。之れを以て翁三邑復興の功を就してより以來、その感化は三邑以外遠く他邦にまで及び、いま又常陸眞壁郡青木村の村民來りて衰廢救助の事を懇願するに至る。翁初め之れを固く辭して應せざりしが、村民の來り乞ふもの三年の久きに及び、衰運亦愈々急なるを見るや、翁つるに其乞を容れ、身を以て之れが救済に努力するに至りぬ。

翁青木村に到りて其地を見分しつゝありしに、一群の貧民妻子を伴ふて他郷に走らんとするものあるに遇ふ。翁之れを見て差留め、汝等何故に此地を去らんとするやと問ふ。彼等答へて飢饉身に迫り、命旦夕を

待つ能はざるが故、去つて良田を求めて一生を托せんとすといふ翁慨然として曰く、汝等の云ふ所皆過てり、故郷にありて負債に苦み、一家の口を糊する能はざるもの、他郷にゆきて生計の立つべき道理なし、汝等今富を得るの道を知らざるが故に窮せり、富を得るの道は唯勤行に在り、勤めて怠らず、剛みて止まずんば、招かずとも富自ら來らん、今余は汝等の窮を憐んで一挺の唐盤を授けん、この盤の破るゝまで手に汗を握つて働け、汝等の有する負債は之れに依つて消滅し、汝等の望んで得ざりし富は招かずして來らんと。一群の貧民之れを聽いて大に悟る所あり、つゝに其教に従ふて耕耘に勉勵し、一家擧つて汝々として倦むところなかりし結果、負債は幾もなくして償はれ、富みを得るもの頗る多きを致せしとぞ。

翁鳥山天性寺の和尚を説破す

天保七年に大饑饉あるや、關八州最も衰廢の狀ありしが、中にも野州鳥山の城主大久保侯の領地甚だしく疲弊におちいり、加ふるに此地の民以前より怠惰にして正業を修めざりしかば、こゝに到りて窮困更に著るしく、城主も亦倉廩匱しきに加へて貢税大に減じられたれば、其窮情言ふに忍びざる程なり。時に城下に天性寺といふがありて、住職圓應なるもの、性剛毅にして學博く、且つ愛恤の念にも富みしが、之れより先、大に力を濟民の事に致し、遊情を戒め、不倫を諭し、また開墾の急務なるを信じて、城下の荒蕪を拓くに志し、自ら淨財を抛つて、村民の勞働を勵ますの外、他邦の流民を招いて之れが事業に従はしめ、居りしに、天保の飢饉に遇ふて、村民の亡狀甚だしきを見るや、亦深く之れを嘆き、之れを救はんが爲めに心を痛むる甚だ切なりきなれど、城下の廣き飢民の多き、一寺の蓄財何ぞ能く及ばん、こゝに到つて濟民の志成し、能はざるを信じ、心中大に悲む所ありしが、偶々人あり、師に謂つて曰く、野州櫻町に二宮

先生あり、君命を帯びて宇津家采邑の復興に従ひ、十年にして其功亦大に見るべきに至れり、蓋し當代の賢濟民の聖なるもの師、仍て先生に乞ふて一臂の力を藉り給はば、城下の救濟亦甚だ容易たるべしと、師之れを聞き大に喜び、直ちに徒行して櫻町に到り、陣屋を訪ふて翁に面謁せんとを請ひたり。されど翁は値ふことを肯んせず、人をして言はしめて曰く、「余は三邑再興の君命を帯び、此地に来れるものなり、佛氏と膝を交へて閑談を頽つ餘俗を有せず」と、師更に其志の貧民救濟にあるをいひ、鳥山城下の飢害甚だしく、之れを見るに忍びざれば、今教を先生に請はんが爲めに來る、然るに先生値ふを肯んじ玉はず、拙僧何の顔ありて歸山するを得んやといひ、懇ろに一たび遇つて教ゆる所あられよと請ひしも、翁頑として聽かず、又人をして言はしめて曰く、「鳥山の僧佛氏の道を知らずして何を云ふか、余には余の先務あり、鳥山の休戚余の與り知る所にあらず」と、師之れを聽くや、猶更面謁したしと請ひ、先生若し逢ひ

玉はずんば、一步も此處を去る能はず、餓死すとも何の辭する所あらんやとて、搭と腰を打据え、翌日になりても立去らんとせざりしかば、翁之れを聞いて困り果てたる僧なるかな、いざ余自ら逢つて誠め歸らしめんと、師を連れ來らしめ、即ち聲を高めて叱して曰く、「和尚よ、汝は誤れり、凡そ人には各々職分あり、君には君の職分あり、臣には臣の職分あり、僧には僧の職分あるべし、今和尚が浮屠氏の職分を忘れて、君の職分を奪はんとす、何故に之れを云ふか、窮民救助は君の職分なり、和尚の與り知る所にあらず、然るに君をして此の職分を盡さしめんとせず、和尚自ら之れを盡さんとして、他邦に來り、保助を求めんとす、是れ君君の職分を忘れ、和尚和尚の職分を忘るゝものにあらずと云ふべけんや、仍て和尚よ、まことに深く城下の窮狀を憂ふるの念あらば、先づ國君に告げて之れを救はしめ、汝は汝の寺に歸りて、其道の爲めに勸行を怠る勿れ」と叱し、且つ説破す、師之れを聽くや、流汗背を濕し、感激措く所を知らず、やがて翁

の席を蹴つて起ちたる背影を伏し拜むこと久しかりしとぞ。

翁初めて鳥山侯の懇望に應ず

天性寺和尚、一たび翁の陣屋を訪ふて其嚙咳に接せしより、景慕の情已む能はず、あゝ我れ誤り、救民の志徒らに急にして、却て我が守るべき道を忘れ、君侯をして不仁の讒を受けしめんとす。翁に接せずんば我が迷何によりてか啓かれんと悟り、直ちに歸山して其由を大夫菅某に告ぐ。彼亦曰く、二宮光生は當代の賢者也。我れ再び往つて道を問はん、なれど先生に侍するには禮を以せざるべからず。仍て先づ某をして予が意を通せしめんとし、即ち某を翁の陣屋に遣さしむ。されど翁逢ふことを肯んせず、再三懇望するに及て某を引き、余は大命を帯びて救民の業に就くものなり。汝と閑談を交ふるの寸暇を有せずと叱し、今鳥山城下の民飢饉に迫り、上之れを救治するの術なしといふ。是れ平生の政其

宜しきを得ざるものにして、大夫の任何を以て竭さんとするかと誠め、天地の道、君臣の義を説いて諄々盡きざるの状あり。某平伏して聽き、つゝに我願の容れざるを知つて翁の許を辭す。而して歸りて其由を告ぐれば、菅谷之れを聽いて感嘆倍す。已ます且つ我が力を以て未だ翁を動かすに足らざるを知り、つゝに君侯に謁して其情を懇ふ。鳥山侯も亦當代の賢君なり、その事情を聽いて感ずること深く、自ら筆を執つて翁宛の依頼狀を認め、之れを菅谷に託し、改めて翁を訪はしむ。翁默然として考ふるに、久ふして鳥山城下の惨他藩の余が與り知る所にあらず。余嘗て使者に向つて其君平生の政宜しからず、爲めに士民の困憊此に至る所以を論したるに、今君臣ともに其非を悟り、來りて余の道を聽かん。とす。且つ鳥山侯は余が君侯の親戚なり、君恩の厚きを知らば、余亦黙して止べからずと云ふ。菅谷再拜して其義氣に感ず。翁又曰く、余は他藩の民なり、なれど鳥山侯は我君の縁者なり、侯より我君に其由を告げ玉は

ば、我君より臣に命せらるゝ所あらん、汝歸りて其旨を告げ、然らざれば、侯の依頼に應じがたし」と菅谷其言を諾し、貴命の順序を踏まんと答ふ。翁更に語をついで、貴藩の民命旦夕に迫るの由因つて之れを以て救難の費途に充てよといひ、懐中より金二百兩を出だして與ふや、菅谷押し戴いて之れを受け、匆々にして翁の門を罷り退きぬ。翁の大義名分を尙び、士の進退の輕んずべからざるを知ることに此くの如し。

翁鳥山城下の荒癩を救ひ、并せて君家理財の基
本を立つ

天保四年並びに七年に亘つての大飢饉は、我國開關以來の大悲劇なりき。鳥山城下の士民亦之れが爲めに大に疲弊し、飢に泣くもの、飢に死するもの、幾百をいふを知らず、彼等は又食ふに糟なきがために、相一揆して市中の富者を脅かし、甚だしきは城内にまで亂入せんとするやの

風説さへ傳へられ、三萬石の城下、ひたすら鼎の沸くが如き騷擾を演じつゝありしに、二宮翁侯の懇命拒みがたく、又大久保侯よりの依頼さへありしかば、直ちに之れを救はんがため、價二千餘金といふ巨額の糶食を調へて鳥山に送り、あまたの小屋を設備して、領下の貧民を集め、ひとに日々の食料を施すとせしが、日に幾千といふ飢民の集まり寄せ、其者等皆翁の徳を慕ひ、その恵に泣き、且主君の恩命に感せざるはなかりき、而して此くすること數十日、他邦にはこの大饑饉の爲めに家を失ひ、産を破るもの日に踵いで出でしも、鳥山領下は甚だしき慘状を呈せず、一時群民の騷擾はありしも、これも翁の施行に因りて事なきを得たりきといふ。

翁の一旦命を受けて救治の事に従ふや、神算鬼壽施すとして功を見ざるなく、荒蕩見るに勝へざりし領下も、こゝに息を吹き、氣を蘇するに至りたるを見る、翁の救世的手段も亦偉なりと云ふべきなり。然るとこ

る、鳥山侯並に其臣下等、又復び翁に領中興復の事を懇願するに至る、翁之れを見て辭退し、且つ曰く、余は飢民救治の業に當りて少功を奏したれど、國家の政治、余の非才を以てして、豈克く之れに當るを得んや」と。されど君臣の懇願猶已まず、先生の努力に待つなくんば、誰れか亦此大任を全ふするものあらんやとて、侯の直書、大夫以下連印して來り請ふ、翁つゝに辭する能はず、こゝに到つて道を説く、曰く、鳥山領三萬石の名ありて其實なし、これ用財節なく、領治の法を誤るに依るなり、余をして之れが整理に従はしめんとならば、余はたゞ一途あるのみ、そは各々自ら其分を守り、窮するもその地に安んじ、用度の分を立て、民を恵んで倦まざる是なり」と。衆之れを聽いて、其教に遵はんといふ、而して即時鳥山に歸り、再び翁の陣屋に至る、翁豊凶十年の調べを爲し、舊慣を改め、新法を講じ、自然の分度を立て、君臣共に之れを守るべしと教へ、別に開墾を奨めて、農民の生業を興へしかば、一兩年にして舊來の廢地を拓くこ

と二百餘町歩、鳥山城の倉庫爲めに富み、領下幾百の民亦皆な舊慣を償ふて、富裕の道を得るに至れりとぞ、翁の政治理財に於ける成功亦著るしといふべきかな。

翁天性寺和尚の入寂を聞いて嘆ず

天性寺和尚、一たび翁の教を聽くや、深く翁の人格に傾倒し、翁の又鳥山救難の事に従ふや、翁の仕法を助けて、領中の爲めに勞すること多かりき。一日和尚大夫菅谷某と共に櫻町に至りて、翁を訪ひ、鳥山興復、今其緒に就く、是れ一に先生の賜也、然るに鳥山の領地たる相州厚木、地味は野州に勝れるも、農民怠惰にして勤めず、且つ當年の飢饉に遇ふて、領内漸く亂れんとす、鳥山の君臣、先生に倣ふて仕法を行ふも、城下の救治に急にして、未だ厚木領に入る能はず、某等彼地の富者に説いて、今良法を行はんとすといひ、翁の教を乞ふ、翁之れを聞いて、其不可をいひ、且つ我

れより入つて説くは自然の理にあらず彼より來りて求むるを待ち後
 懇ろに諭すべしと戒む兩人其理に伏したれど翁の許を退くや終に厚
 木に至りて復興の事に従はんとす然るに厚木の地時に悪疾流行し醫
 療効を奏せざるの折柄なりしが兩人道を説く未だ久しからずして病
 に犯され歸りて休養しつゝありしに菅谷は幸にして癒えたれど圓應
 和尚は終に此の病の爲めに入寂するに至りぬ翁後にして之れを聞く
 や喟然として曰く鳥山の再興和尚の功太だ多し今和尚逝く鳥山の前
 途大に憂ふべきものありと且つ翁は平生和尚の爲人を愛しむれば
 後に至るも和尚の善知識なるを賞して已まざりしといふ
 之れより先天性寺和尚自ら鮎を漁つて翁を喜ばしたること屢々あ
 りき一日和尚自ら網を張つて鮎を取らんとす路人怪み僧の身にて斯
 かる殺生をなすといひて笑ひしが和尚問ふものあるに答へて曰く佛
 の教には殺生を禁じたれど我れの殺生は佛意にかなへり我れは鮎を

漁つて二宮先生に献じ先生のわが領下救治の事に疲れたまへる多年
 の勞を慰せんとするものありこの鮎の先生の腹中に入り先生亦之れ
 に氣力を養ふて益す國家の事に盡し給ふ然らば君公其心を安んじ王
 ひ下民亦枕を高くして眠るを得んか我れの鮎を漁る俗者の能く知る
 ならんやと而して和尚はその取つたる鮎を從者に擔せて屢々翁を訪
 ひしが翁亦其厚意に感じて美味を賞したりき且和尚は鮎を以て翁に
 献じたること屢々あるのみならずその翁に献じたる殘餘の鮎は之れ
 を賣却して錢に代へ以て領民仕法の入用に加へたりといふ和尚の德
 以て傳ふべく和尚の入寂を聞いて翁の喟嘆する亦以て當時の美談と
 すべきものにあらずや

鳥山侯讒言を信じ菅谷を放逐す

道顯はれんとすれば奸人之れを阻み功行はれんとすれば讒者之れ

を陥る、これ古今を通じての常態なるが如し、さても鳥山侯二宮翁を召して安民仕法を行ひ、内には圓應の智あり、菅谷の狂奔ありて其功漸く顯はれんとしたるに、圓應病を以て入寂し、菅谷の力能く一國の仕法を爲すに足らざるを見るや、奸人之を讒し、君亦其言を信じて菅谷を放逐し玉ふのみならず、菅谷の仕法は君明を蔽ひ、民意を蔽ひたるものなりとの理由を以て、従來行ひし仕法を廢し、圃田二百町歩より得たる米粟を以て目前の艱難を補はんと爲玉へり。翁之れを聞いて大に憂ひ、日夜寢食を廢して侯の改心せらるゝあらんを祈りて已まざりき。翁初め鳥山仕法の事に従ふや、菅谷に諭すに、人安民の道を講せんとせば、先躬其位を去り、祿を辭し、領中の最貧者となりて飢民と艱難を共にするの覺悟なかるべからずと云ふを以てせしが、菅谷亦其教を奉じ、自ら祿百五十石を辭し、翁も之れを異として彼の一家に要する米粟を贈りて其事業を勵ましつゝありしに、人之れを知りて菅谷に服せず、位祿ありてこ

そ大夫なれ、彼今位祿を辭し、二宮の贈米に依りて生を營む、鳥山侯の臣にあらずして二宮の從僕なりと罵りしかば、菅谷痛く之れを悔ひ、再び位祿を受けて翁の贈米を辭することゝしたり。然るに仕法の功全く顯はれずして、奸人に讒せられ、位祿を削がれて其國を逐はるゝに至る。是れ一に翁の教訓に遵はざりしが爲めなりと云ふべし。一日菅谷翁を陣屋に訪ひ、君の失政を慨き、自ら罪なくして逐はれたるを怨み、はては實弟の他郷にありて今頗る困窮せるを以て、願はくば先生の惠を垂れ玉はんことをと云いて二十金を乞ふや、翁即ち之れを諭すに古語の「進而思盡、忠退而思補過」といふの句を以てし、汝の忠義未だ足らざるの結果なりと叱す。且つ彼れか教を聽いて感奮し、翁の許を去らんとするに臨み、翁懷中より二十金を出だして之れを興え、左右を顧みて道の行ひ難きをいひ、菅谷余が道を聽いて盡力したれど、今此くの如き狀を爲す、余戒むるに奉公の道を以てしたり、あゝ彼れ果して余が言ふ所を守るを

得るや否やと嘆じて後生を誠しめたりといふ然るに後に至りて鳥山の者復び来て城下の飢饉を訴へ翁の仕法に因りて之れが救治を得んと乞ふされど翁之れを卻けて曰く鳥山の仕法を行はんとせば菅谷より始むべし初め鳥山侯彼れを通じて余に仕法を請ひ余亦彼れに傳へて道を行はしめたり然るに余に一言なくして彼を追ふ意を得ざる處置といふべしと使者之れを聞き歸りて侯に傳ふるや侯亦深く其道の誤りしを恥ぢ直ちに菅谷を召して古の月俸を與えんとせらる使者再び來りて翁に其故を告ぐ翁曰く鳥山興復の事菅谷の功輕しといふべからず鳥山の君臣其功を認めずして放逐し今又召して前功を追はしめんとすよろしく當に以前の位祿を加へ別に加賞ありて然るべしと鳥山侯之れを聴き即ち菅谷を召し遇するに舊祿に五十石を加へて二百石を賜ひ再び安民仕法の事に従はしめたりなれど幾もなくして菅谷病歿す而して鳥山再興の事つゝに中絶するの己むなきに至りぬ。

翁家資分配の不可を諭す

相州大住郡伊勢原宿に宗兵衛なるものあり茶を業とし家頗る富裕なりとの評あり宗兵衛人と爲り柔和にして心學を好み又慈悲の念甚だ厚かりしが兄弟三人ありて兄は故あつて他家を繼ぎ弟は猶家に在れど實直にして孝悌の行深きを以て宗兵衛之れを徳とし父母亦之れを愛すること他の二兄に過ぐるものありしかば彼れ父母の意を察し弟をして其家を繼がしめんとすされど父母も道を知つて之れを許さざれば彼れ其家財を折半して弟に與へ新に家を作りて分家せしめんとし偶ま友人某を介し翁の許に到りて教を乞ふ翁之れを聞いて不可なりとなし且つ汝末子を愛するの情ありて今過分の財を分ち與へんとす而して後日之れが爲めに子孫相争ひ今日の善根却て後日の悪果となるを知らず汝の弟才智あり一身を處するに兄の助力を頼はずを

要せずといふ然らば一金をも與へずして獨立以て其家を興さしむとし、至誠を以て其事に殉せば、名を成し業を遂ぐる難きにあらざると論し、更に余は汝の弟の爲めに無利息を以て二三十金を貸し與ふべければ、之れに依りて獨り事を營み、一物をも生家の惠を受けしむること勿れと教ふ。宗兵衛之れを聞いて深く感じ、さらば先生の御教訓に従ふべしと云ひて退き、歸りて父に語り弟にも語りしが、弟も亦斯かる教訓を得たるを喜んで已ます、つるに自ら獨行にて一家を興すに至れりと云ふ。翁の教訓、常人の見て奇とする所なきにあらざるも、深く其意を味ひ、其根原に入つて考ふるときは、理義井然、まことに聖人の教旨と相一致するを見る、此くの如きものあるなり。

翁孫右衛門の舊惡を叱し且つ其家再興の道を教ゆ

翁の惡を誡めて善に歸せしめ、窮を救ふて富を致さしめたること、知れず、殊に宗兵衛の故なき慈愛を諭して一家安立の基を聞かしめたるも、翁の如き大徳人にあらざれば能はざるところなるが、こゝに又惡逆非道の孫右衛門なる者を説いて善人に立歸らしめたる美談あり、東海道大磯宿に川崎屋孫右衛門といふものあり、米穀を商ひ、巨富を以て近郷に鳴るも、性卑吝にして強慾なりしかば、驛の住人之れを憎み、機あらば之れに報ゆるところあらんとせり。時偶ま天保七年に大饑饉ありて、住民飢えて將に死を免れざらんとするや、無頼の黨相寄りて夫の孫右衛門に報ゆるの期今や來れりといひ、彼れの米財を奪つて我等の飢を醫すべしと叫び、はては衆皆擧つて彼れの家を毀ち、家財一切を踏み潰ぶしたり。孫右衛門他行して在らざりしが、歸りて我が家の打毀たれたるを見て、驚き官に訴へて驛人の罪を糾さんとしたるに、官却て驛人を咎めず、孫右衛門を捕へて獄に下す。孫右衛門官の不法を怨んで已ま

す、時又た驛内失火して彼れの家財の散亂したるもの、一夜に之れを燒き盡す、彼獄に在りて之れを知らざりしも、妻子の悲み譬ふるに物なく、はては妻之れか爲めに病み、つゝに不歸の客となれり、然るに曩に翁の教を受けたる伊勢驛宗兵衛なるもの、孫右衛門の妹婿なりしが、義兄の不幸を見るに忍びず、再び翁を訪ふ、翁は諭すに、「汝の妻孫右衛門の妹なりと云へば、身を以て兄を救ふの義あり、宜しく衣と食とを節して獄中の兄と難苦を共にし、又生家より持ち來れる什器一切を賣りて生家再興の用に供すべし、この誠實の心あらば、兄の禍免がるゝに道なしとせず」と云ふを以てす、宗兵衛之れを聽きて妻に傳ふ、妻亦此道を行ひ、人を以て竊かに獄中の兄に之れを告げしめしに、非道の兄も之れを聞いて深く感じ、過ぎし己れが罪惡を悔み、官を怨み、驛人を惡みし情も次第にうすらぐ、官亦其行狀の改まれるを見て之れを赦しやりぬ、然るに彼獄を出づるや、破壊されたる我家の跡を見るたびに、怨恨骨に徹し、消えん

としたる復讐の念、又再び萌え出でんとす、宗兵衛之れを見て深く悲しみ、其非を諭さんとするも、一人の力もて爲す能はざるを知り、彼れをして一たび翁の教訓を受けしめんと欲し、二宮先生の至善至仁の人なるをいひ、若し此人を訪ふて道を聽かば、再復の計を授けられ、且つ無利息にて資金千兩を貸與し玉ふこと疑ひなしと説く、孫右衛門容易に信せず、なれど世に斯かる深切の人あらば試みに往つて再興を計らんといひ、て親戚諸共に翁を訪へり、翁當時小田原侯の命に依りて竹松村復興に従事せしが、彼等の訪ひ來れるを聞き、恐を抱いて近村に避く、彼等亦近村に到りて翁を訪ふ、翁遇はざること數日、彼等の請益す切つゝに其請を容れて遇ふ、彼等告ぐるに一家の頹廢を以てし、先生の教に依りて再び之を復すの道を得たしと乞ふ、翁之れを聽き、叱して曰く、「余は君命に依りて諸民を救ひ、諸民の憂を以て己れが憂となすものなり、汝は過去之罪惡を悔み改めんとせず、非を飾り、ふたゝび他を苦めんとす、道に於

て相反せり、汝去つて汝の信する道を行ふべし、余汝の言を聴くを欲せずと、威嚴凛として犯すべからざるものあり、孫右衛門等之れを聴いて戦慄し、言ふところを知らず、翁更に色を和らげ、辭を低うして孫右衛門の舊惡を糺し、驛人が汝の家を毀ちたるは天驛人に命じて汝を打磨らしたるなり、官驛人を責めず、却て汝を獄に下したるは、汝をして悔の改めしめんとする也、然るに汝之を察せず、驛人を怨み、官の至仁を恨んで復讐の念を懐く、不心得も亦甚だしからずやと諭す、孫右衛門大に悔の先生の教に隨はんと乞ふ、翁仍て汝の遺産いくばくあるやと問ふ、孫右衛門猶五百金あるべしと云へば、翁考ふる久うして、汝の遺産は禍の形見なり、之れを家に置くは禍を殘すにひとし、汝速かに之れを去るべし、之れを去るにあらざれば、汝の家亡ふべしと、説く、孫右衛門等其意を解せず、翁を仰ぎ見て如何にして之れを去るべきかと問ふ、翁即ち諭して曰く、餘財を去れと云ふは河海に投せよといふに、あらず、汝の家を毀ち

たるは驛人なれど、汝之れに依りて舊惡を悔み、善根の人とならば、驛人は是れ汝の恩人に、あらずや、依て速かに汝の遺産を出だして、今日飢に泣く驛人を救ふべし、且つ其財を惠むにあたりて、一毫も之れを惜むの念あるべからず、他を怨むの念もあるべからず、且つ汝之れを爲すも、驛人猶益す不平を起すやうのこと、あらば、余速かに五百金を汝に與ふべし、必しも憂ふる所、あらずと、孫右衛門等この教を聴き、然らば先生の仰せに隨ふべしといひて、伏拜み、孫右衛門、宗兵衛、其他の親戚の者ども、涙を流して翁の門を出づ。

孫右衛門悔悟して善行を施す

孫右衛門翁の教に接して、多年の迷霧一掃せられたるの思せしかど、大磯に歸りて我家の荒廢を見るに、及び、凡夫の悲しき又ふたゞ、怨恨の情なきを得ず、いかにせんかと心づゐに決する能はざりしが、孫右衛

門と共に翁の教を受けたる他の親戚のもの、未明に孫右衛門の家に到り、容を改めて曰く、われお身と共に先生の教に聴き、歸りてお身等と共に談合するに事容易く決すべくもあらず、因てわれ先づ家に歸りて他の縁者にも此事を話すべしと云いて、お身の許を辭せしが、歸途鎌倉に至るころ、日既に暮れ、雨ふる甚だしく、一步も前む能はざるや、某寺の淡海和尚を訪ふて一夜の宿を乞ふ、和尚怪みて其故を問はれければ、われ告ぐるに此事を以てし、且つ先生の教斯くありしと云ひしに、和尚感嘆して、二宮先生の教洵に尊とき道理なり、汝この尊とき教を受けながら、未だ悟る能はざるか、止宿せよといは、汝の心にかなはんも、予一宿をゆるさず、汝速かに家に歸り、一刻も早く此道を行ふべしと諭され、つゝ雨を冒して家に歸りしが、神念動いて已ます、因つて再びお身を訪ふて、此事を言ふなりと、孫右衛門も一旦心は迷ひたれど、之れを聴くに及んで心づゝに決する所やありけん、直ちに家財一切を賣り、飛ばして五

百金を得、之れを驛の長たる人の許に持ちゆきて、二宮先生の教なり、之れを驛人に與へて、飢を醫せしめ、玉へといふ、驛長その故を知らず、且つ孫右衛門の平生を知るものから、痛く驚きたれど、審しく其故を聴くに及んで、大に慚ぢ、實意のほど然るべく、取計ふべしとて、其金を納めたり。さて驛長村人と呼んで、孫右衛門の意を告げしに、村人等も亦深く愧ぢ、且つ謝して曰く、われ等恐にして道を知らず、孫右衛門の平生を憎むの餘り、好からぬ事をなしたるに、孫右衛門其罪を問はず、更に斯かる大金を出だして、われ等の飢を救はんといふ、われ等何の面目あつて、此恵を受くるを得んやと、驛長も亦汝等の言ふ所最もなり、なれど孫右衛門も一旦心に決するところありて、此金を出だす返すとも何ぞ之れを入れんや、因つて一同此恵を受くることとして、可なり、たい彼れの信義を思ふて、之れを無用に使はず、驛の人々にて不幸家を興す能はず、又貧賤にして食ふ能はざるものに限り、之れを無利息にて貸し與へ、以てその家

を興し、飢を凌ぐ爲めの料に充つれば如何といふ。一同其意を諒とし、悦んで驛長の言に従ふ。而して孫右衛門と驛人との確執之れに因つて融け、驛人厚く彼れの惠みを喜び、はては父母の如くに彼れを敬し親むに至りしかば、孫右衛門もわが些少の惠に依つて斯くも喜ぶものかなと思ひ、うれしくてたまらず、それより彼れの行一變し、窮を救ひ貧を慰め、あらゆる善行を施すに努めたる結果、官も其志を嘉みし、つゝに其功を賞して褒詞を賜はりしといふ。されど極悪の人極善の人に化せんはかたし、孫右衛門翁の教を受て舊罪を謝し、善根に立歸りたれど、胸中猶多少の疑念や残りけん、數年にして善行に倦み、果ては我慾に急にして他を虐げんとするの行多かりしかば、復び驛人の怨みを買ひ、彼れの家亦不遇に陥り、つゝに家を破り身を亡ぼすに至りしとぞ。

中村立順教を翁に受く

野州芳賀郡中里村に中村立順なるものありき、農家に生れたれど、農を好まず、少時より醫を學び、或は劍を學びて郷人に誇りつゝありしが、年長じて才知あり、辯巧あるに任せ、妻に向つて、われ斯る片田舎にありて身の朽ちんを恥づ、名を學げ利を求めんとせば、江都に出でざるべからず、われ幸に醫を學び、亦劍を習ふ、江都に出で、看板を掲げんには利福求めずして、來らん汝如何にか思ふに、妻其不心得なるに驚きたれど、良人の心既に決する上は、諫むるとも詮なからん、仍て共に往かんといふ。立順之れを聽いて悦び、田圃を他に託し、家財を鬻ぎて妻と共に江都にゆき、黒川立順といふ大きな看板を掲げて、醫業を開きしも、其技拙にして名聞えず、數ヶ月の間未だ一人の患者をも來らざれば、家財を鬻ぎて持ちゆきし金も今は残り少なくなり、はては貧困身に迫り、如何にも爲すべきやうもなきに至りしかば、妻其貧に耐ゆる能はず、一日良人に向つて離縁せられよといふ。立順其不心得を諭したれど、妻乞ふて已

まされば、その求に應じたり。されど貧に耐えがたきは、獨り妻のみならず、彼れ亦其苦に耐へずやありけん。つゝに家を閉ぢて、細川侯の藩醫中村某なるものに愛憐を請ふ。中村亦其身を憐れみ、平生懇意なる間柄として、厚く之れをもてなし、時々代診などをも爲さしめ居りしが、一兩年の後にして中村死し、繼兒なきを以て其家絶たんとす。細川侯之れを見て憐み、玄順を以て其家の養子たらしめ、以前の扶持を與へて元の如く藩醫たらしめんと爲し玉へり。然るに玄順その技拙なれば利を得ること少く、又儉約の道を知らずして財を費すことに長じければ、家産支ふるに由なく、つゝには借財二十五金餘を生ずるに至りしに、人あり、二宮先生の徳を傳へ、當時芝西の久保に在すれば往て救護の道を乞ふべし、先生至仁の人なれば、必らずやお身を救ひ玉ふべしと説く。玄順之れを聽いて喜び、直ちに翁を訪ひしに、翁謝絶して、余國君の命に依りて安民仕法に従ふ、何の暇ありてか他藩の醫と談せんやといふ。門人に横山周

平なる人あり、中村の懇切なる願を憐み、再三再四翁の一たび見えられんことを請ふ。翁亦已むを得ず、中村の請を容れたり。是れ玄順が翁の教を受くる始めなりとす。

翁玄順の不心得を諭して其請を卻く

玄順一たび翁の面謁を得るや、先生は至仁の人なり、予の請を容れ、窮を救ひ玉ふこと疑ひを容れずと信じ、自ら江都に來りて活計を失ひたる事情を語り、今借財の爲めに養家を興しがたきが爲めに、二十五金を貸與し玉へと請ふ。翁之れを聽くや、即ち曰く、汝の君政正うして國豊かなるか如何と、玄順答ふるに、國衰へ、君大に心神を勞し玉ふを以てす。翁色を爲して曰く、汝國君の衰へ玉ふを見て憂ひとなさず、自ら窮するを以て之れを救へといふ。一家を先にして國憂を後にするものといふべし。これ臣たるもの、道にあらず、余は此かる不義の者を救ふの謂なし。

需めらるゝ金は些少なれど、汝の志望には應じ難し、速かに去られよと。玄順大に愧ぢ、言はんと欲するも言ひ得ずして翁の許を去りゆきぬ。翁の人に説く、温顔低語を以てするを常とするも、事人道に關し、君臣の義に及ぶや、肅然色を爲し、剛聲もて叱責懲戒せずんば、已まざらんとす。曩に孫右衛門の罪惡を責むるや、嚴今玄順の不義を叱するや、亦峻を極む、されど胸底に涙あり、眼中に救護の光を湛ふ、孫右衛門は其涙に依つて改善の道に入り、玄順はその光に浴して是れより藩主細川家の再興を爲し得るなり。あゝ翁の教義亦以て大且つ偉なるを見るべきにあらずや。

細川侯の若君玄順をして教を翁に請はしむ

細川侯齡六十に達し玉へと後繼の男兒なし、有馬侯の次男辰十郎君といへるを養ふて子となし、娶すにわが娘を以てせられしが、この辰十

郎君、年少けれども英才あり、養家の衰えゆくさまを見て私に憂ひ、われ經濟の道を得て之れを興さんと思ひ立ちたれど、其手腕未だ熟せざれば、志を施すに由なかりき。然るに前に二宮翁の訓誡を受けて痛く翁の爲人に心醉せる中村玄順君のお傍に侍りて古今の興廢を談じなぞせし折なりしかば、辰十郎君玄順に就いて經濟の道を尋ね、且つわれ幼にして此家に養はれ、今衰微身に逼るの状を見て憂仲禁する能はず、之れを興さんとするも、其道なきに悲むと云ひけるを聞き、即ち翁の良法を説き、此君をして教を翁に請はしむるに若かずとなし、翁の事業及び翁の爲人を告ぐ、君大に感せられ、さらに先生の教を受けんが爲め、汝先づ往つてわが懇願の旨を傳へよと云はる、なれどわれは猶部屋住の身なり、命を發するとも群臣之れを用ゐず、われの苦心するところ、一に此にあり、汝宜しくこの苦心を察せよといひて憂色たゞならざりしが、玄順一前ありとて奏上すらく、今姫君懷妊し玉ふ、依つて君某に命じて延の

地蔵に詣で、安産の守を戴かしめんと云ひ玉へ、さらば群臣も其の旨を畏み、異議を挟むものなからんと、君仍て其計を用ゐられ、玄順即ち野州櫻町に至つて翁を訪ふ。

翁玄順を引いて細川侯の爲めに諭す

玄順若君の内命を齎らして翁を訪ひ、細川侯の窮困甚だしく、他の財を借りて、目前の費途に充つるも、借債既に十萬金を超え、本家に請ふて之れが救済を得んとしたれど、本家亦既に助力せられ、分家の爲めなればとて前後八萬金を出されしも、其効顯はれず、今では本末義絶の間柄なり、幸に先生高教を垂れて之れを救ひ玉へと歎願するや、翁うなづき、即ち曰く、幼君仁心ありて道を余に聴き玉ふ、余たゞ一言を呈せん、今汝の君家窮困太だしきは、これ國に分度なきが爲めなり、國に分度なくば幾萬の財を投ずるとも、一の治績を見ることなし、依て明かに分度を立

て費用を節し、且つ仁政を布かれよ、さらば國自ら興ること疑ひなしと、玄順之れを聴き、高教洵に理にかなへど、由來侯の臣下心良からず、君仁心ありて、此の至道を行はんと爲給ふも、臣に忠義の心なければ、之れを妨害せんこと必定なりといふや、翁更に諭して、君道を以て國事を行ひ給ふに、臣之れを妨ぐべき理何れにかある、余の言ふところは、君意に出で、臣行に待つべきものなり、之れに逆へば、刑罰を招かんものを、臣豈に之れに逆ふの理あらんといひ、余爲に此事に勞せん、汝歸りて國の貢税十年の古帳を持ち來れと命じければ、玄順聞いて大に悦び、歸りて細川侯に謁して、其旨を告ぐ、若君の悦ばるゝこと限りなく、又若君より、其由父侯に傳へられしこと、よて父侯も亦痛く悦ばれたり。

翁細川家の分度を定め領邑を復興す

玄順翁の命に依り、古簿をかゝへて再び翁を訪ふ、翁筆算者を集め、日

夜之れを督勵して、租税のことを調べ、豊凶平均の度を立て、國家の安危
 一目の下に瞭然たるものあらしめ、さて辭を改めて、今新舊の負債を調
 べたるに十二萬金あり、亦危ふしといふべし、なれど余の仕法を守りて
 一意に之れを行ふことに努めば、日ならずして多額の米粟を得べく、負
 債の如き、亦た立ちに償ふこと疑ひなしといひ、更に天下の大理想國家の
 興廢を説き、細川家宗末の分際について、亦痛く之れを諭すところあり、
 立願も大に感じ、直ちに歸りて其調書を君の前に捧げしに、兩君とも之
 れを見て益す翁を信するの念深く、依つて又自ら領下再興の懸望を手
 書に認め、立願をして三度び翁を陣屋に訪はしめられたり。

翁亦立願に面會を許し、細川侯の手書を見しに、懸望の情紙上にあふ
 れ、且つ仁政を以て領民を撫育せんとするの狀明にして、一點疑ふべき
 を見ざれば、心動き、其需めに應せんとしたれど、さて我身は小田原侯の
 命を辱うするもの、猥りに他藩の仕法に任すべからずと考へ、曰はるゝ

やう、細川侯の仁術を思ひ玉ふこと余深く之れを感ず、なれど余は他藩
 の臣なり、君命あるにあらざれば動く能はずと、立願も亦其義に感じ、歸
 りて君に告ぐ、細川侯も直ちに其旨を諒とし、改めて小田原侯に依頼せ
 られしに、小田原侯も其志を感じて請ひを許容し玉ひければ、又々其旨
 を翁に傳ふ。翁此に至りて、櫻町復興の餘財數千金を贈り、役夫數十名を
 遣はして、常陸の國谷田部及下野の國茂木の兩地に行かしのめ、田を拓き
 圃を耕やし、井を掘り、水を蓄へ、惰民をして農に従はしめ、悪人をして善
 に改めしむべく、仁術を施し、に數年ならずして其効大に顯はれ、領民
 の元氣ふたゝび蘇生し、貢税も年々納むるを怠らざりしかば、國庫も豊
 かに、君侯の愁眉漸く開かるゝに至りしといふ、又翁が嘗て細川家宗末
 の不和について懇に諭すところありし結果、侯亦悟らるゝところやあ
 りけん、つゝには宗末の交情元の如く親密になり、數萬金の負債も今は
 悉く償ひ得て剩すところなきに至りしとぞ。

翁細川侯に君臣の大義を説く

細川侯翁の良法に依て廢地を拓き安民の實を擧げ玉ひしかは其名當世に聞え侯の聰明と共に翁の賢材を稱して已まざりき時に幕府命あり多年廢し來りし大番頭を細川侯に任せらる侯家政の復興緒に就きしも家に餘財なく登阪の費用其他もろくの手當等之れを爲す能はざりしかば大に心を勞し如何にして之れが兩全の道を得んかと感はれ又玄順を呼んで教を翁に請はしめ玉へり翁即曰く領内の安民事素より急ならずとせざるも是れ私事なり幕府命ありて侯を召し玉ふ侯の進んで其識責を盡すこと是れ公事にして天下何ものか之れに過ぐるものあらんや私事を以て公事を廢するは臣道に於て欠く仕法之事もし再び願廢に歸せば余又策なしとせず今は唯仕法を棄て君命に趨きその大役に一身を殉ずる所ありて可ならん歸りて余の意を侯に

告げよと細川侯之を聽いて初めて大義を知り意を決して登阪し誠意もて奉仕するところありきといふ
 中村玄順醫を學びしも其技拙なければ口を糊する能はざりしも細川侯に仕へて翁の道を奉じ又侯をして翁の教に遵はしめて領内治績の見るべきものありしかば侯も深く彼れを愛で給ひつゝに其功を嘉みして祿百石を興へ醫を廢し名を改めて中村勸農衛と命せられたりといふ玄順才を恃んで屢々不遇に陥り一たび翁の教に接して開悟し爾來翁に隨喜して其道を守り又之れを以て君侯に諭すところあり其功歴然として數ふべきものあるに至る之れを以つて見るも翁の教の普遍圓滿にして物として化せざるなく事として感せざるなきを知るべし翁を道德家なりといふもの蓋し又此點より見て其如何に大なる道德家たりしかに驚かざるを得ざらんか。

大久保侯翁を召して領中の飢民を救はしむ

天保七年に天饑饉あり天下到處として飢えざるなし小田原領下亦大に餓ゆ大久保侯之れを憂慮し給ひ手を盡して救治の道を講せらるも其功なきや翁を召して之れに當らしめんとし使を以て翁を召さる翁答ふるに宇津家の采邑未だ復興せざるを以てし君命と雖も應じがたしといふ侯翁の言を是とし再び使を遣はして領下の惨伏見るに堪へず彼地に往つて窮民を救ひ我が憂を醫せよと命せらる翁こゝに於てか君命の忝なきに感じ十年以前君命を奉じて三邑の救荒に當り今漸く其志を成さんとすなれど未だ此地の全功を見ずして小田原領民の急に赴きがたし此地の功全きを得ば命に隨ひ彼地に往つて領民救治の事に當らん歸りて侯に臣の意を傳へられよと答ふ侯之れを聞いて喜び玉ふ

大久保侯翁の功を賞して厚く酬めんとす

大久保侯は當年稀れる見るの俊傑なりき翁の賢を知り草莽の間より抜いて重く用ゐんとせられしも當路の之れを妨ぐるを憚り先づ其才を顯はさしめて後之れを用ふれば當路亦其功を見て其人を議することなかるべしと信じつゝに翁をして三邑復興の事を任じ其功の赫然として現はるゝや今之れを嘉して厚く酬ゆる所あらんと爲し給ふ君道既に正しく賜賞其宜しきを得たるの擧といふべし

大久保侯群臣を召し二宮の爲人と其功を愛で曩に野州三邑の功あり今復び小田原數萬の窮民を救はしめんとす是れ非常の偉人にあらざれば能はざる所なり我何ぞ此の有功の臣を賞せずして已むべけんやといひ其祿高を議して決せらるゝ所ありき翁君命に依りて野州より江都に着し入つて侯に見えんとす時恰も侯の病發し上下憂ふる甚だ

しなれど侯病中にありて翁の來るを聞き直ちに之れを賞せよと命せらる侍臣仰せを畏み先づ麻上下を捧げて翁の前に置く翁之れを見て受けず臣旦夕の志たゞ救民の一途にあり今又我君臣を召して小田原領民の急に赴かしめんと爲し玉ふ臣來り君に見えなば賜ふに米粟を以てせらるゝならんと思ひしに敢て此禮服を賜はらんとす臣之れを受くる能はず速かに返上せよといふ侯翁の此一言に感ずる甚だし仍て再び其功を賞して祿を下さんとし翁を役所に召さる翁又其命を拒んで臣其賜を受くるの謂れなし若し與へらるゝならば臣に粟百石を與へられよ臣之れを以て飢民の急に赴かんといふ侯亦之れを聞きて感じ即ち手元用金千兩を出だして翁に賜ひその他の用財悉く之を供すべしと仰せらる翁こゝに於て君恩の渥きに感泣し身を以て領下救荒の事に従はん必しも以て憂ひ給ふ勿れと奏し直ちに江都を起ちて小田原領下に向ひたり。

大久保侯の薨去及び翁の勤勞

大久保侯病いよく篤し諸臣之を憂ひ看護に手を盡すといへども其効あらはれず侯亦遂に起つべからざるを知るや大夫以下の重臣を召し遺言して曰はるゝやう我職にあるや國を治め民を靖んするに心神を勞せざることなし然るに志多く事と違ひ領民奢侈に流れ一歳の凶歉に依りて飢饉身に迫るに至る嘆すべしといふべしされど二宮なるもの夙に安民仕法に成功し其人當代の賢なるを知る仍て我が死後彼を擧げて國の平安を托さば彼必らずや我が志を成すべしと群臣之れを聞いて落涙をといめ得ざりしが侯つるに命あらずして薨去せられたり。

時に二宮翁侯の天命を受けて小田原領にゆく小田原領の民一歳の凶饑に遇ふて家を破り産を失ひ將に餓死せんとするもの路上に累々

たり翁路すがらこの慘狀を見つゝ、隱惻の情禁じ得ざりしが、往くや直ちに君命を受け、此地救荒の爲めに來れりと命し、且つ倉庫を開いて飢民を賑はさんとしたり。然るに大夫以下之れを喜ばず、君命ありたりといへども、臣等未だ之れを受けず、仍て再び江都に上つて君命を受け、然る後倉を開くへしといふ翁叱して、今飢民路に横はる、何ぞ遲疑するの餘裕あらんや、君病床にありて余に千金を賜ひ、且つ救荒の爲め、即時米粟を施すべしと命せらる、卿等君命の辱なきを知らず、手を拱いて徒らに民の飢死を見んとするかといふ、大夫その理に服し、倉庫を開く、翁仍て之れを領中に運送し、自らは各村を遍歴して病を慰め、飢を醫し、或は山に攀ち谷をくわつて水利を求め、終日殆んど休み憩ふことなし、勘定奉行鶴澤某亦君命を受けて此地に來り、翁と共に其仕法を行ひつゝありしかば、救治の功頗る見るべきものありき、然るに侯薨去の報突如として到る、翁の悲み譬ふるに物なく、寢食を廢して侯の早世を惜みたれ

ど、此地救荒の業、此くして已むべきにあらざるを覺るや、再び勇を鼓して之れが爲めに盡瘁し、つゝに領下七十二邑の中、一人の飢民を出だすことなくして皆悉く之れを救ふを得たり、而して彼等民衆、翁の徳に感ずると共に、大に侯の仁政を喜び、儉勤力行を以て家を興し、財を蓄へ、凶歳の爲めに貸施せられたる米粟の如き、五年の後にして皆悉く之れを納め得たりと云ふ。

翁小田原領に安民良法を講ず

大久保侯薨去され、その嫡孫仙丸君幼年にして世を繼ぎ玉ふ、群臣等先侯の遺言に背かざらん、とに心を痛め、小田原領再興の如き、亦遺言に従ふて一に之れを翁の仕法に任せんと欲し、翁に命するに、宇津領三邑の良法既に立ちたれば、今後その良法を以て小田原にうつし、翁の此地に常住して専ら遺言の實行に努めんことを以てす、翁も亦先侯の遺言

に感激せるを以て此事に殉ずるを本懐と爲たれど小田原領の不毛にして豊凶常ならず又その地領民の奢侈輕佻にして耕作の道を知らざれば豫め豊凶十年の民情を察し收支平均の分度を定めずんば仕法を施すとも後難必らずや來るものあらんと信じ仍て其由を群臣に傳へ先づ收支の分度を立て不虞を戒むるにあらざれば余進んで仕法を下す能はずといへば群臣等評議するも容易に決せず答ふるに今速かに議決するはかたし子先づ其地に臨んで仕法を講せらるべし子の言力を盡して空くせざるべしといふを以てし且つ其他の慘狀いふに堪へざるあり民の疲弊急を告ぐ子直ちに此事に任せられよと懇望して已まず翁も亦已むを得ず之れを諾しつるに小田原に到りまづ一二村に臨んで安民良法を講じたるに翁の徳を慕へる村民等集まり來り翁の仁術を聴いて感激すること恰かも醉るが如きの狀あり翁亦此くすること數箇月七十二村の風儀こゝに改まり遊惰を警め勤儉を行ふもの

踵を接して起りたりといふ。

翁群臣の遲疑事を決せざるを見て我良法の成る能はざるを悲む

小田原領翁の安民良法に接して感化せらるゝもの多く舊時の汚風頓んに一變して遷善の行愈々見るべきものあらんとしたりされど翁は先づ國本分度を立てて此事に従ふにあらざれば後難立るに來るべきを信じてたれば自らは仕法を行ふも群臣の評議に依りて速かに分度の法を立てられんことを望んで已まず依て屢々群臣に向つて分度既に立ちたるかと問ふなれど其答辯は猶未だ立たずといふを常としたれば翁群臣の遲疑して事を決する能はざるを慨き且つ未だ分度の法立たず仁術を施すとも詮なしといひて小田原の地を去るに至りぬ群臣之れを聞いて驚き更に額を鳩めて評議するも猶決せずなれど先

侯の遺言耳に在り、翁をして事茲に至らしめたるは臣等の罪なりとし、依りて使を以て翁の再び小田原に往かんことを懇命し、且つ廳舎既に成れり、分度も從て立たんといふ。翁之れを聽いて益々怒り、分度猶未だ立たずして廳舎成るも、何の爲すべきことやあらんといひて使を退く。時に小田原の領民、翁の講法に依りて身を立て善を行ふもの多く、其流風村より村に傳はり、風教の道大に見るべきものありと聞くと、翁喜んで我道の行はれたる、これ我が誠實の達せられたるなりとし、且又領民既に改善の實を見る、之れを棄つるときは主君の仁心を疑ふべし、我れ立つて再び之れを撫育せざるべからずといひ、曩には分度の立たざるを以て使を拒みたるも、今はつるに自ら程を發して小田原領に赴くと、よなりぬ。而して翁の三たび此地に之くや、説くに勤儉を以てし、勤むるに興農を以てし、あらゆる善行を施して舊債を償ひ、永久安息の道を興へざるなく、七十二村の治績、亦大に見るべきものあり、小田原仕法中

之れを以て至盛時代といふも不可なしと稱せられたりき。

翁幕府の召に應じ小田原復興の業中絶す

天保十三年、幕府翁を召して普譜役格に抱へんとし、命を小田原侯に下して翁に傳へしむ。翁之れを聞いて辭退し、小田原復興の業漸く成るに至らんとし、風教亦之れより興るあらんとするに、今之れを棄て、幕府の命に應せんか、その業衰退し、再び古への慘を見んこと疑ふべからず、仍て我君臣をして小田原復業に任せしむ、その功業成るまでは登庸を免せられたしといひて辭し、玉はらんことを願ふといふ。なれど使するもの聽かず、且つ先生江都に上るも、復興の業必らず之れを遂げ、先君の靈を慰むるに力を致すべし、幕府命あり、先生之れに應せずんば、義立たざらんといひて勵ますこと甚だ切こゝに到つて、翁已むを得ず、其命に應じ、江都に上りて幕府に仕ふ。其後弘化三年に至り、俄かに小田原領

の仕法を廢し、下民をして翁を訪ふことを禁せしむ。是れ侯臣の計謀、翁を卻け、沁るなりき。翁之れを聞いて、無念に勝へず、あゝ我事畢れりといひて、深く嘆じ、大久保先侯の墓に詣りて、合掌流涕すること多し。見るも、の聲を吞まざるなかりしといふ。而して翁、此事ありしより、以來、是れ我が誠實足らざるが爲めなり。先君地下に在りて、我が不徳を嘆き給ふべしといひ、身を慎み、行を守り、且つ事此に至れば、小田原既に我道を廢したるに相違なきも、我れ他にゆきて、此道を傳ふるときは、現君に怨みを抱くが如く思はるべし。如かず速かに諸方の仕法をも廢して、小田原現君の心を安せんには、といひ、將に悉く之れを廢せんとしたり。あゝ翁の如き賢にして、猶且つ奸邪の爪牙にかゝり、一たび地を易へて斯かる悲嘆を發せしめんとす。是れ時勢の罪か、時人の罪乎。予之れを知らざるも、翁之れを聞いて、わが至誠未だ足らざるの致すところなりとし、義以て國君の心を安んせしめんとし、從來の仕法、今將に悉く之れを廢せん

とす。其行古への聖人と雖も、遂に之れに及ぶものなきを感せしむるにあらずや。

下館侯翁に就いて國家救治の道を乞ふ

常陸の國下館侯は、祿二萬石の國主なりしが、天明の兇荒以來、領民の窮乏甚だしく、收納の米粟、年々減りゆくまゝにて、はては負債三萬金以上に及び、年々の貢税を以てして、其利を償ふにも足らず。君之れを憂ひ、民亦瘦色あり。時に侯翁の仁術を聞き、仍て國家救治の教を翁に請はんとし、郡奉行某をして、翁を櫻町陣屋に訪はしむ。翁之れを聞き、余不才にして、其任にあらずとて、値はず。某翁の賢なるを感じ、再び君命を以て懇望するや、頻なり翁つるに、某と面會す。某告ぐるに、國家の窮乏を以てし、先生の高教を仰がんとし、翁仍て其窮乏の因つて來りし所以、之れに處する君臣の道宜しからざるをいひ、且つ下館の領、今は嚴冬の季に似

たれど陰極れば陽を生ずといひて必しと救荒の計なきにあらざるを諷す。某大に悦び、歸りて君に奏す。君亦之れを徳として改めて大夫上牧某を遣はして翁の仕法を請はしむ。翁初めは之れを辭し、益々請ふて已まざるに至り、即ち上館侯をして小田原侯の許諾を得さしめ、漸く之れが仕法を諾するに至れり。而して其仕法といふは翁が嘗て之れを施して屢々成功を得たる良法に外ならず、先づ收支の分度を立て、後勤儉を勵まし、勸農を説くもの即ち是れなりき。且つ翁は之れが爲めに豊凶十年の状況を調べ、之れに對する收支豫算の書簡を製し、別に巨額の糟食を贈りて其急を救ひたり。又翁の仕法を始むるや、翁の教を聽きて大夫上牧某自ら祿を辭して窮民を救はんとし、下役の某々等亦之れに倣ひ、無祿にて此事に従はんとするに至りたるを徳とし、爲めに此等人々の糟食を供し、その志を勵まして窮民救治の大業に銳意ならしめたりき。といふ。これ實に翁が下館領救荒の始めなりとす。

下館領仕法の成功

翁下館侯の爲めに貢税を調べ、收支を定め、一國の乗りて以て行ふべき分度を立つるや、侯之れを見て大に悦ぶ。翁又大夫以下の群臣に之れに對する心得之れに處して守るべき本分なぞを説き、聽かせたれば、彼等亦其教に伏し、こゝに於てか下館領復興の業開かるゝに至りぬ。翁之れを見て分度既に立ち、一藩の窮爲めに救はるべきを知るや、さらに研査黙考して書數巻を作り、之れを大夫以下に示し、負債償却の道此にありとし、來年正二兩月の米財は余が仕法の餘財を以て之れを補ひ、七八兩月は領下の富者にして國用をなし來れる者に之れを補はしめ、餘は宗家の仁慈を仰いで、之れを補はしむべく上下亦心を一にして勤め、財を蓄へ、業を興すに怠るなくんば、こゝに始めて復興の實を擧ぐるかたからずと説く。而して翁は之れを説くと共に、領下の富者を呼んで其

旨を傳へ、君家の休戚一に汝等の忠不忠に存すべしと諭す。彼等亦他藩の先生にして既に事に従ひ給ふ我等曷んぞ辭するの道あらんといひて喜服し、一藩亦皆之れに倣ふて勤め勵みしかば、一兩年にして救治の實を見るに至り、かの三萬金以上ありし負債の如き亦幾もなくして償ひ得るに至れりといふ。

相馬中村領の頽廢

翁下館領復興に功顯はれしより幾もなく又奥州相馬中村領の爲めに仕法を施し、其極衰を救ひたることあり。相馬中村領、石六萬と稱せられ、村數二百三十餘あり、且つ土地豊沃にして秋の實のり尤もよろしく、水利の便開田の法、又能く備はりたれば、人々勞せずして自ら富有を全く近藩になき繁華を爲すに至りたり。然れども人富めば驕り易く、懷裕

かになれば遊惰の念亦自ら生ずるは世の習なり、果せるかな、さしもに富みし相馬の君も、その領民も其頃よりして漸く奢侈の風に流るゝに至りぬ。而して其領の由來田圃餘りありて民家多きを見るや、領主之れが廣狹を調べ、段ごとの境界を嚴にせんとし、つゝに群臣に命じて之れが令を下され、群臣亦命に従ふて之れを爲せしに、六萬石以外に新田の打ち出し三萬八千餘石に及び、貢税の如き前年に倍するの成績ありしかば、君臣の喜び一方ならず、爲めに之れよりして益々豪奢の行ありき。然るに下つて天明年間に及ぶや、領民の衰貧漸やく太だしく、嘗て奢の心高じゐたれば、一般の衰貧を見るも自ら節儉すべき道を知らず、加ふるにかの名高き天明饑饉の厄あり、領民の飢死せんとするもの日に多きを見るに至れり。領主こゝに於てか米財を供して之れを救はんとするも、道を得ず、剩さへ領主の手元亦頗る乏しく、つゝには江都の富者にすがりて巨萬の金を借り入れ、僅かに其活計を立てらるゝの狀ありし

かば、群臣も痛く之れを憂ひ、郡代草野池田兩人の如きは君恩を報ずる一に此窮難を救ふにありとなし、入つては領主の驕豪を諫め、又此の窮乏の因つて來りしところ、一に往年打ち出しの擧にありと知りたれば、君に奏して之れを改めさせ、自らは領民救護に従ひて、日夜大に盡すところありきなれど、其因つて來るの久しければ、疲弊の侵潤するも亦深く、一時は邑中飢民なからしむるを得たれど、根本に於て未だ必しも樂觀すべきものにあらず、且つ多年忠勤を抽んでたる草野は、齡七十に達して元氣大に衰へ、池田も亦五旬を超えたれば、往年の艱苦に耐むべくもあらず、一時復興せんとしたる安民事業も、今は頼み少なる感あらしむるに至りしが、偶また二宮翁の仕法を傳へ、その功奇特なるを賞するものあるに遇ひ、彼等之れを聞いて深く喜び、領主に其の旨を傳へ、つゝ郡代某をして遠く隔たりたる櫻町陣屋に翁を訪はしむるに至りたり。

翁郡代某を卻け後草野の來訪に應ず

郡代某領主の命を受け、中村二百三十箇村の事實を認めたる一書を携へ、翁を陣屋に問ふ、翁遇ふを肯んせず、人を以て其訪意を探らしめ、且つ我仕法を求めんとせば、歸りて先づ國の分度を立つべし、然らざれば施すとも詮なしと諭し、歸らしむ。某歸りて後翁の何故に某と遇はざりしかを問ふや、翁答へて曰く、彼余の仕法を聴かば、歸りて必らず此法のみを唱へ、之れを行はんとすべし、なれど相馬の人々余の道を知るものなし、上下悉く彼を嘲り、彼亦其志を成す能はざるを知つて、職を退かん、余の遠く來たるものを引かざるは禮を失するに似たれど、是れ一に彼の身を思へばなりと、後數月を経るも相馬藩の使再び來らず、翁之れを以て我道の未だ教ゆるべきの時來らざるなり、余の彼れと遇はざりしもの、この遠見あるに由ると云ひたり。後翁の野州より上つて大久保侯

の邸に寓居することあるや、相馬の大夫草野某到り訪ふ、翁嘗て草野の賢なるを聞きしかば、快く之れと面會しぬ、而して某亦翁の風采に接し、親しく其教を聴くを得たるを喜び、告ぐるに相馬領窮乏に瀕して救荒の道未だ立たざるを以てし、翁の之れに對する仕法を請ふて、已ます翁も亦其志を憐み、多年自ら行ふて功化ありし仕法の本末を説いて諭し、且つ戒めければ、草野平伏して之れを聴き、感極つて泣く、後彼れの辭するや、良久うして翁爲めに草野の人物を賞め、彼人ありて相馬の復興見るべきものあらんと云ひしとぞ。

相馬藩の諸臣翁の良法を疑ふもの多し

中村侯の大夫草野某、一たび翁に謁して治國の法を聴くや、心中大に悟る所あり、其邸を辭するや、直ちに君侯に奏上し、且つ翁の人物を推重して百歳未だ嘗て見るを得ざる賢者となす、侯亦其言を以て翁を信す

ること厚く、學政救民の業一に翁に就て學ぶ所あらんと爲給ふなれど、君明ありて此令を下さるゝとも、下臣皆均しく其理に伏さずんば、學國一致して効を永遠に期するは難し、草野某こゝに於てか諸臣と相計る所あり、又書を裁して國に在る大夫池田氏に宛其旨を傳達せしかば、池田氏も亦平生二宮翁の人物を慕へる人なりとて、其書に接するや、益々翁を慕ふの念を生じ、乃ち在國の諸臣を招いて翁の良法を傳へたりしに、諸臣の中或は信するものあれど、多くは容易に信せず、翁の如き賢者あり、來つて自ら學政に任せらるゝとも、他藩の人を備ふて一國の救濟を委ぬるは不慮なりといひて、池田氏の提議を排斥し去らんとするの傾きありき、之れと前後して草野氏も亦諸臣に謀るところありし由なれど、之れとても同じく翁の人物を信せざるもの協議とて、容易にまるとまるべくも見えず、而して草野氏の自ら贈送したる書狀に對する池田氏の返翰來りしかば、之れを見しに、東國諸臣の意容易に決せず、君侯の

明早く翁の善知に通じ玉ふとも、之れを輔佐して大成せしむべき諸臣にして伏せすんば、事全功を期しがたしと云ふにあり。草野氏こゝに於てか痛く落膽するところありしも、聖賢の道を行ふには萬難を排するの覺悟なかるべからずとし、再び諸臣を招いて懇々訓諭を施し、又々自ら筆を執り、聖賢の道を聽きて之を行ふ能はざるは恨事なり、宜しく之れに對する異議の徒を退けて此事に殉ずべしといふ旨を認めて再び池田氏に送ることよし、更に君侯に謁して諸臣の狀態逐一述べるところありし結果、君侯も爲に池田氏を呼び、一日も早く翁に依頼して其事業に着手すべき旨を命せらるゝこととなりぬ。

大夫池田氏翁に謁して教を受く

大夫池田草野の兩氏、君命を齎らして再び翁を訪ふ。翁多忙のゆゑを以て面會を辭せんとしたれど、兩氏の請ふて已まざるに及び翁つるに

延いて相見ゆ。仍て池田氏は其用務を談じ、先生の良法もて救済の實を示し、云はんことを乞ふといひしに翁も亦其旨を諒とし、其言ふところの善きは之れを揚げ、悪しきは之れを抑え、大は國家の興廢より、小は領民の榮枯に及んで説くを怠らず、且つ國に分度なくんば、仁政行はれがたしといひて、本末輕重の理をも諭し聽かせたれば、兩氏は感服して己まず直ちに歸りて之れが實行を期すべしといひて、翁の許を辭し去りぬ。是れ翁の相馬家復興に關與したる始めなりとす。

翁諸藩の依囑を辭せんとす

池田氏、一たび翁の人物に接して、欽慕の念益す深く、翁に授られたる良法歸りて直ちに之れを實行せずんば已むべからずと決心して國に歸るや、即ち諸臣を招いて再三説くところあり、且つ自ら翁に接して得たる活教訓是れくとなりと云ひて、諸臣の不明を啓かんと努めたり。な

れど頑陋にして容易に悟らざるは庸人の常なり彼等諸臣も目のあたり翁に接したることもなく自ら訪ふて其教を受けたることにもあらざれば翁の仕法か何故に然かく時効あるや若し其言にして事實なりとするも大夫の推稱せるが如き賢者の當代に有りとも覺えずとし池田氏の涙あり血ある懇戒も猶未だ信ずるの域には至らざりしなり池田氏もほとく之れには困りたれどさりとて翁の良法を行ふ能はずとありては千歳の恨事なりとし猶益す諭戒を試み遂に漸く之れを悟るものあるに及んで再び江都に出で之れが實行を講せんとしたり池田氏は一方に之れが良法を講せんとし一方に於て又屢々翁を訪ふて教を乞はんとしたるに翁は時に幕府の命を拜し公務多忙を極めつゝありし折なりとて容易に道を授けらるゝべくも見えず又時に翁自ら公務の爲めに諸侯の依囑に應じがたしといふ旨の書を作りて前年より引續き關係ありし細川家鳥山侯下館侯及び當面の依囑者たる

相馬家に向け發したる際なりしかば池田氏も事茲に休すと云ひて大息したりなれど其後翁の指導を受けつゝありし以上諸侯の相擧つて事情を筆にし時の執權たる某侯に向けて翁の國事に従ふ餘暇を割つて我國政に容喙せらるゝを許し玉はれと嘆願に及びしかば幕府も其情を憐み其願をゆるすに至りたれば翁こゝに於てか公然諸侯の依頼に應じて又従前の如く安民仕法を講ずるを許されたるなり池田氏の喜びや察するに餘りありといふべきか。

翁相馬家の分度を立て諸臣皆之れを感ず

翁の仕法既に公然の許を得たるを聞きて池田氏の喜び譬ふるに物なし直ちに翁を訪ひ嘗て翁の教を得て着手しつゝありし相馬領貢税に關する詳細なる調書の成れるを携へもきて翁の前に差出し之れに對する翁の指導を乞ひしに翁も見て以て相馬家君臣の誠意に感じた

るにや、然らば余あづかりて指揮を加へんと云ひ、さてその貢税調査につきて、中正の分度を立てんとし、日夜之れに従事して焦慮腐心したる末、つゝに確然たる分度仕法なるもの、翁の手にて於て調製せらるゝこととなりぬ。その概畧を左にしるさん。

六十年を以て一周度となし、三六八十年を以て三周度とし、初六十年を以て盛時となし、中六十年を以て盛衰の中となし、後六十年を以て衰時となし、又三周度百八十年を合し之を中分して二段となし、其初九十年を以て盛時の陽に配し、其後の九十年を以て衰時の陰に配し、此衰時の平均度を以て國家再復の分度を立て、後六十年を経て全く舊復の期となし、十年毎に一節の立て、分度改革の教を定め、規則を立て、分度外の餘財を生じ、衰を擧げ廢を起し、百姓撫恤の用度に充て、冷く領中舊復の道を明にす。(報徳記)

翁の分度調書なるものは此くの如く明細確實のものなりしかば、池田氏は之れを持ち歸りて君侯に捧げゝるに、君侯の喜悦斜めならず、氏は復び之れを諸臣に示せしに、諸臣も亦感嘆したれば、こゝに於ていよゝ翁の仕法を請ふに至りぬ。

翁一邑の救荒に着手す

初め池田氏領中救民の仕法を翁に請ひ、先づ領中難村の稱ある草野村に開業せられたき旨を申述べしも、翁聽かず、ふたゝび大井塚原兩邑の事を以てせしも、翁又之れに應せざりしかば、これ邑民の嘆願未だ誠意を盡さざるが爲めなりとなし、更に成田坪田兩邑の復興を以て、代官高野某を通じて里民の誠意ある嘆願を致さしめたり。翁も亦こゝに於てか其誠意を諒としたれば、先づ右の兩邑に開業することを許し、高野について審かに兩邑の沿革地理人情等を聞きたる上、自ら之れが仕法調書を製し、門人某を遣はして之れが指圖に任せしめたり。而して門人

某の業を右兩邑に開くや、道なきところに道を拓き、橋なきところには橋を築き、さらに水理を窮め、不毛を耕やしなどして、専ら力を整地に致さしめたる後、邑民の風儀を改めさせんが爲め、又努めて勸農の方法を講ずるに至り、二邑の復興頗る見るべきものあり、遠近の民之れを聞いて汚風を一變するもの亦甚だ多かりき。即ち纔かに兩邑の復興に依りこゝに端なくも、一國の風潮自ら之れに倣はんとするの傾向を生せしむるに至りたるなり。

翁の仕法益々著るし

成田坪田兩邑の仕法愈々著るしきを見るに及び、中村領下の郡村、その汚風自ら改まり、遷善の行日に繼いで生ずるに至りたれど、此等の村民、此くの如きを以て満足せず、争ひ來りて翁の仕法を我村に授けられんことを請ふて已まざらんとす。兩大夫亦其意を憐れみ、之れを翁に請

ひたれど、翁頭をふつて其不可なるを諭とし、一村より二村、二村より三村漸を以て進みゆくを常道とす。はじめより數十ヶ村の開業に任じ、その功を一時に求めんとするが如きは、破道の行なり。余は一村の全成を見るに至らざれば、他村に施すあたはずといひて、兩大夫の反省を促ししかば、兩大夫も其説に伏し、歸りて再三村民に云ひ含めたり。なれど村民等理に於て伏するも、他村のみ良法ありて我村に是れなきは、偏頗なりといひ、日となく夜となく懇願益々切を加ふ。こゝに於てか、大夫等又其旨を翁に通じ、領民誠意を以て此事を願ふといひ遣はし、かば、翁も其志を憐れみけん、さらば善邑を選びて、我仕法を下さんと云ひ、まづ宇多郷赤木立谷の兩村に開業し、ついで、此標葉郷高瀬村に及び、後小高郷十二邑の救荒に従ひしが、その仕法施すとして功を見ざるはなく、四年の後に於て荒地の開墾、里民の遷善、全く其功を奏するに至りぬ。されど相馬領の復興猶之れを以て盡きたりとなさず、荒地の未だ拓かれざる

もの、風規の未だ改められざるもの、多く是れあり。仍て翁の仕法も其後益々努めて已まず、翁が一村の全功を見るに至つて他村に移るべしと言ひたる漸進主義に依りて、此法の實行に盡しつゝありし結果、つゝに十年の後に至りて五十餘村の復興、こゝに其功を見るを得たり。而して此時こそ、是實に相馬領仕法の全盛として稱せられたるものなりき。

翁日光祭田の復興に従事す

嘗て普請役の格を以て幕府に擢かれたる二宮翁は、その仕法を幕府直領の諸邑に施して着々功を擧げつゝありしが、今又幕府の命を受け、日光祭田二萬石の再興に従事することとなれり。是れ弘化元年の事なりしが、翁その命を受くるや、日光祭田の沿革及び之れが地理等を取調ぶることに數年を費したる後、之れを文に綴りて六十卷となし、幕府に献じ置きしが、越へて數年の後幕府翁を召して愈々之れが着手を命

せらる。その文に曰く

日光御神領村々荒地起し返し難村舊復の仕法取扱被仰付候間見込

通御料私領手廣に取行可申候 (報徳記)

翁この大命を拜するや、門人を呼んで之れが心得數ヶ條を懇諭し且つ余老體にして多く事に堪へず、余の志を繼いで汝等一に之れが復興に従ふべしといひ、亦自ら之れより登山せんとせしに偶々疾に罹る、醫療旬餘日にして半ば癒えたれど、醫師は豫後の療養に意を用ゐざるべからずとし、登山の如きことは思ひ留まるべしと諭したれど、志常に救民に在る翁頑として其言に伏せず、炎暑熾くが如き日、つゝに自ら徒歩して山に攀ち、土地の見分、廢村の状態なぞ、一々之れを取調ぶるに至れり。今その狀を聞くに、翁の諸村を巡視するや、丘に登り谿を超え、水を涉り、樵路をたどりなどすること日に數回、その見分の仕方も一村悉く訪づれ、且つ戸毎に尋ねもきて、その實情を糺すなど、壯者と雖も能く爲すあ

たはざるの艱苦に耐えたるの状あり。されば翁仕法の爲めに此等の山村を歴訪するや、その熱心殆んど驚くべきものあるを見て従者心を痛め、それが爲に病の再發するなからんかを憂ひたりといふ。以て翁の赤心此事に殉する如何に厚かりしかを知るべし。

日光山村の民翁の仕法を疑ふ

翁幕府の命を受けて仕法を授けんとする由を聞くと、日光領下の民幕府の眞意を疑ひ、この地の荒蕪を拓からるゝは可なるも、それがために多分の費用を要すとせば、その費用は我等の貢税を増すにあらざれば能はず、宜しく將に仕法無からしむべしといひ、群民一揆して之れが妨害を謀り成さんとしつゝありしも、その後久うして翁來らず、仕法も亦沙汰已みとなりし状ありしかば、彼等各胸を安め居りしが、幾もなくして翁つるに來れりとの説あり。されど翁の來るや、戸毎に尋ねもきて

貧者を恤はり、老幼を慰むるに力を盡し、かば、村民こゝに初めて疑念を抛ち、翁の徳を慕ひ寄つて其仕法の早々授けられんことを願ひ出づるに至りぬ。而して翁も亦其誠意に感じ、日々山を攀ち谷を下り、日光八十九ヶ村の救恤に従事して、その内情を知り得たれば、即ち茲に之れが復舊の策數十ヶ條を編成して奉行所に差出し、又開墾撫育の増財數千金を光山官廩貸附所に托し、その利子を以て仕法の資本に充つることとなし、領下復舊の大計畫、こゝに全く成り立つるに至れり。

相馬侯日光救復の爲めに献金す

翁幕府の命を受けて日光祭田二萬石の舊復に従事するや、多年の間翁の指導を受けて領民救窮の功を擧げたる相馬侯、之れを聞き、池田大夫を召して翁の事業に對する保助を命せらる。池田氏此に於てか諸臣を招き、今先生日光に在りて仕法を施さる。我藩は多年先生の指導に依

りて今漸く舊時に復するを得、この恩大なりといふべし、仍て先生の業を助けんが爲めに、然るべき方法を講せざるべからずと諭せしが、諸臣一人として之れに異議を挟むものなかりしかば、こゝに日光開墾撫順用度の費用として五千五百兩を年賦にて献金することゝしたり。之れより先相馬侯の極窮に瀕するや、幕府に歎願して八千五百兩を借受けたることありしが、翁の救荒仕法に依りて貢税益す學がるに及び、年ごとに之れを償ひゆきて、今は元金皆納の時期に達するに至りしが、侯は深く幕府の恩、翁の徳を感じ居たれば、時恰も日光祭田の仕法施さるゝを聞き、一は幕府の恩に、一は翁の徳に酬ひんが爲め、こゝに衆議もて斯かる大金を献上することゝなりしなり。されば幕府も其志を嘉みして納金を諾し、之れを翁に附與して其用途に費さしむることゝせりき。

翁幕府の命に依りて爲したる諸般の事業

之れより先、天保十三年の事なりと覺ゆ、翁幕府の命を受けて印旛沼堀割工事を計畫したることありき。從來下總にては刀根川洪水の爲めに屢々災厄を蒙むることあり、沿道の村民之れに依りて産を破り、家を失ふもの多く又、その氾濫することの屢々なるを以て、水上の交運意の如くならず、幕府も夙に心を悩め、嘗て巨額の財を投じて之れが水理工事に着手せしめたることありき。なれど其工事の至難にして、財を糜する多きに從つて却てその害の加はらんとするの虞さへ伴ひしかば、幕府も暫らく傍觀の地位に立たざるを得ざりしが、偶ま二宮翁を擢んずるや、翁に命するに先この難工事を以てせられたり。翁も亦難工とは知りしならんも、大命拒だしがたければ、之れが地を檢分せんが爲めに印旛沼附近に至り、審かに地の高低水の昇降などを察知するところあり、さて歸りて言上すらく、印旛沼堀割工事は天下の難工なり、如何に多大の財を抛つとも、如何に巨萬の工夫を役するとも、到底功を一時に期す

べきものにあらずなれど臣の考ふるところ唯一策あり、そは此の難工事を起すに先だち、この附近被害の村民を撫育するところなかるべからず、則ち附近村民を撫育して上仁政の厚きを知らしめ置かば、この難工事を起すにあたりても、彼等報恩の一助として、努力を惜まずに立働くこと疑ひなし、此くして十歳二十歳にして成らずんば、五十歳百歳を期すべし、然らざれば到底水理の實を擧ぐるに由なからんと、なれど此有益なる提案も、時少しく後れたりといふを以て、當路之れを奏上せざりしといふ、經世済民の上より見るもまことに惜むべきことなりき。その後翁小名濱、眞岡、東郷、三縣令の屬吏を命せられたることありし、ばらく眞岡の陣屋にありて、郡村整理に従ひしことありしが、この地極衰に陥り、村民の窮乏亦甚だしければ、用財の出づる所なし、翁仍て自財を投じて、窮民救護を爲し、に翁と行を共にせる惡屬吏ども、翁を以て專横を恣にすとなし、縣令某の官舎に至りて、讒言す、縣令某も亦淺慮

不智のものなりしかば、その讒言を信じ却て翁を召して大に辱かしめたり、翁の遺恨や察するに餘りありといふべし、なれど翁少しも之れに逆はず、ひとり破屋に坐して道を講じ、雨に打たれ、風に惱まされつゝ、猶窮民を慰め、貧者を恤はること、にのみ餘念なかりしといふ、人翁當時の行を見て、聖者の徳ありとなし、その徳古今に及ぶものなからんといひて、感嘆せざるものなかりしも、翁一生の事業を通じ、その最も心を痛め、恨を呑みしものも亦實に此時なりしと傳へらる。

翁の終焉

翁幕府の命に依りて、日光祭田の救荒に従ふや、入つては里民の汚風を改め、出で、は峻山幽谷を跋涉して、水の便、地の利を窮むるに怠らず、一たび病に冒され、身亦た老に瀕したるを以て、身を勞すること中途にして、旺んならざりしも、蹇々の行ひ、つねに一日も休むることなかりし

かば、一兩年にして、救荒の實著るしきを見、嘗て年久しく非運を嘆じつ
つありし日光八十九ヶ村の民、こゝに漸く餘生を樂むを得るに至りぬ。
而して初めは疑ふて其業を妨げんとせしものも、翁の此事に殉するの
赤誠に感じ、その恵みに浴するの多きほど益すその徳を慕ふこと深く、
或は神の如くに敬し、或は慈母の如くに親むに至りしといへば、翁の徳
化の及ぶや、如何に大なるものありしかを知るべし。然るに安政三年の
秋ごろ、病ふたゞび發し、多く療養するの違をもなく、つゝに今市の官舎
に於て長逝したるなり。日光祭田の救荒は、翁終焉の大事業にして、翁も
亦最も力を致したるものなりしに、其功未だ全きに至らず、八十九ヶ村
の再興猶數年の盡瘁を要するものありしに、蓋焉遂に命を隕すに至り
たるなり、惜みても猶餘ありといふべきかな。而して翁の遺骸は同人知
己に擁せられて下野今市の驛なる如來寺といふに葬られたりきとい
ふ。

翁の訃一たび世に知らるゝや、嘗て翁の仕法に依りて多年の窮乏を
救はれたる諸侯の痛嘆、譬ふるに物なく、殊に目のあたり翁の仁露に浴
しつゝありし日光の村民等、之れを聞いて或は泣き、或は悲みたり。凡そ
人の情あるもの翁の如き曠世の大恩人を喪ひて悲痛せざるものあら
んや。

翁一代の事業大觀

翁は天明七年に生れて安政三年の秋の暮方に逝く、年を享くる七十
一命數必しも短からざりしを見るべし。なれど日光祭田の復興に従事
して病を獲るや、醫之れを診て年來積勞の結果なりしといへるに見ば、
七十一を以て逝く、未だその天授の壽を全ふしたるものといひがたか
らずや。翁をして金門に生まれしめ、勞せずして飽食し得るの人ならし
めば、健康の常人に過ぎ、筋肉の人一倍強かりし平生より推し、八十九
或は百歳の高齡を保ち得たるやも知るべからざりしならん。なれど翁

の如くにして生れ翁の如くにして逝かば生のたとへ短かりしとするも功の萬古に傳へらるゝを見るべし矧んや翁七十餘の齡を保ちて功の愈々多きものあるに於てをや日光再興の全致を見るに至らずして逝きしは遺憾なるも翁の名をして千秋不朽ならしむるに増減するなきを見れば翁亦以て瞑すべき哉

翁幼にして至孝十一二才にして父を失ひ又母を失ひたれど父母の存命中常に其御心を慰め貧困の中においても能く其老をいたはりたるの行狀既に古今罕れに見るものといふべし父母の逝くや兄弟三人とも皆幼殊に翁は鄙吝なる縁家に虐げられて書を読み田を耕やし以て漸く其生を保ち得たりと稱せらる。後ち長ずるや一鋏を手にして父祖の家を興さんとして成らず偶ま藩の家老を扶けてその家政を救ひ無一物のまゝ家に歸りて妻に離縁を強ゐられたりと傳へらるゝが如きいぢらしき情緒と一片吹々の志ありしを見るべきか後藩主の懇命

を帯びて三邑の救荒に成功し諸侯の召に應じて經世濟民の大業に手を委ねたるが如き或は耕地を教ゆるの傍ら卑俗を排し悪民を感化するに怠らざりしが如きその事業の一に世を益し國を利したるものならざるなきを知るべしなれど翁七十餘年の歴史には悲慘の變あり斧隕の難あり之れを妨げ之れを斥げ之れを疑ふもの亦甚だ多く其雄志猛行或は時に挫かれんとしたることありしも毅然として所信を吐き所信を行ひ大藩の君侯と雖も至誠を披いて懇願するに至らずんば道を説かず權勢ある當路の大官と雖も禮を以て來るにあらずんば一兩をも興へざらんとせしを見ればその志節の高その品位の聖なりしを察すべきにあらずや又自ら徳に報ずるといふを以て畢生の主義とし實際上の行爲とし又平生勸農耕田を口にし利財を蓄へ身分を修むるを以て人一生の本務と説きたるに見れば多少功利思想に傾きたるの感あれど之れを爲すに至誠を以てし之れを行ふに至善を以てせざる

べからずと教へたるを見れば、行爲の動機を尊ぶの一人たりしを知るべく、殊に翁は口之れを唱ふるに、いまならず、先づ自らの身に行ふて箴を示し、手づから試みて法となし、然る後人に勸めて之れを行はしめんとす。即翁は至善の行爲を以て他を感化せずんば已まざらんとしたるもの、道徳家として教育家としての偉大なる價值、實に此點に存するを想はしむるなり。

翁諸侯の懇命に應じて窮民救済の功を擧げたるもの、藩を以てすれば小田原領あり、宇津家の三邑あり、鳥山侯の領地あり、細川家の采邑あり、下館侯相馬中村の二大領分あり、幕命を拜しては總州治水の計畫あり、日光祭田の復興あり、其他群民の爲め、村人の爲めに良法を施したるものも、少なからざれば、之れを國籍に徴するも伊豆相模駿河甲斐遠江武藏下總上野下野常陸陸奥の十一國に跨がるを見る、而して翁一身を擡んで、この至難の業に當り、自ら窮地に露臥するも、爲めに千百萬人

の生命を清んせしめたるに至りては、これ曠世の大恩人とも云ふべくや、これ千百歳一人の救世主とも云ふべくや、予輩は翁の偉なる人格、又其崇高にして光輝ある生涯に對し、何の辭を以てか能く讚美を悉くし得べきかを知らざるなり。

翁死後の榮光

翁は生前人の最も尊むべき至善至聖の道を行ひたる人なりしかば、其徳望を慕ひ、其風化に育せられたるもの、生前既に多かりしはいふを待たず、その死後に至るも、流風を汲んで道を唱へ、遺芳を嗅いで主義を奉せしもの亦甚だ尠なからず。つるに其門人等相謀りて祠を相模の國小田原に建て、報徳二宮神社と崇め祭るに至れり。

翁の生涯を記傳したる「報徳記」は門人富田高慶翁に依りて著はされ、其言行を叙し、教訓を羅致したる「二宮翁夜話」は亦同じ門人なる福住正兄翁に依りて書かれたるが、此中報徳記は畏くも、聖上陛下乙夜の覽

に供せられ、後宮内省に勅し、副厥に附せられ、世に流布せしめらるゝに至りたり。

翁には一男一女あり、男は尙徳氏、二宮家を嗣いで日光祭田復興に従事し、翁の遺志をして悉く成らしむ。後明治維新に際して中村藩士となりしが、越へて四年に逝き、今は男尊親氏、其後を継ぐことゝなれり。女名はふみ子、門人富田翁に嫁したるも、早世したりといふ。

翁の後翁の遺志は嗣子及び門人に依りて継承せられ來りしが、其人等明治十年興復社といふを起して翁の主義を實行するに努めしが、到る處功の見るべきものあるに及び、十三年官、其の功を嘉みし、尊親氏に金百圓を賜ひ、高慶翁に金五拾圓を賜ふて正七位に叙せらるゝことゝなりぬ。而して後二宮翁の功績漸く世の知るところとなり、又畏くも聖上陛下の聞こし召さるゝところとなり、明治二十四年特に從四位を追贈せられたり。

翁七十餘年の生涯荆棘に生れて風雪に曝さるゝの嘆ありしも、聖代の恩澤に遇ふて其道傳はり、其名不朽に輝かざるゝに至る、嗚呼翁死すとも榮光ありと謂ふべき哉。

門人富田高慶氏と福住正兄氏

二宮翁生前多くの門人ありしやうなれど、師弟の誼尤も厚く、又翁の特に深く信頼したるものは富田高慶、福住正兄の二氏に外ならざりしが如し。

富田氏は相馬の藩士にして少時江戸に上り、儒教を學ぶこと十年の久しきに及びしが、多病の故を以て志を江湖に伸ぶる能はず、又自ら道を聽くべき師傅あらんかと、心私かに求むる所ありしに、偶ま人ありて野州に二宮尊徳あり、富國安民の教を以つて世に施しつゝある人なりと告ぐるや、つるに單身翁を訪ひ、以つて師弟の縁を結びたりといふ。高

慶氏性沈着にして多く語らず又自ら儒教に養はれたるを以て嚴正忠直の行多々是れありしが翁と一たび遇ふて師弟の誼を訂するや衷心よりして翁を崇敬し翁の仕法を助けて盡瘁したる其功亦甚だ大なるものありきされば翁も深く氏を愛し翁が相馬領に仕法を施しつゝある時或人に向つて相馬の仕法は必ず出來ると信ずると云ふのは相馬に富田高慶が居るからである徳利の中は何が入つて居るか分らないが酒でも酢でも一滴甜めて見ると此徳利には何が這入つて居るか分る相馬の仕法に付ても其やうなもので一滴富田を括めて見ると相馬といふ徳利の中は自ら分るものである(二宮翁逸話)と語られしといふに見るも翁の氏を信する如何に深きものありしかを見るに足らん。

福住正兄氏は東海道平塚在を距る遠からざる金田村字片岡といへる地に生まれたる人にして其地の豪農大澤家の一男なりその父夙に二宮翁の人物を慕ひ居りしが其子正兄氏の長ずるに及んで野州櫻町に遣はし六年間翁の許に在りて其訓戒を受けたりき後氏は翁の勸めに依りて箱根なる温泉宿福住家に入婿することとなりしも常に翁の門に入入して其教を受け翁の仕法を助けたる亦頗る多きものありといふ明治二十五年六十七歳を以て逝くその著二宮翁夜話あり之れに就て見るも氏が平生如何に翁に傾心せしかを察知するを得るなり。

報徳社の創立

二宮翁の主義至誠を以て徳に報ずるといふよりして報徳教と名づけられしが之れが一種の結社となりて翁の教理を宣傳するに力めたるは其由來遠く天保年代より出で爾後克讓社といひ小田原報徳社といひ其の外二三の結社となりて現はれ其流風廣く江湖に傳へらるゝに至りぬ後慶應の頃に至りては遠州に遠讓社成り後同じく報徳本社なるものゝ創設せらるゝを見しが明治五年大教宣布の勅下るや門人

福住氏自ら報徳教會といふを建設して、二宮翁の教を宣傳するに努めたり。後又門人富田氏等の主唱に依りて興復社となりて現はれしが、此頃よりして翁の主義及び其教理に傾倒するもの漸く多く、ついで過ぐる三十八年、二宮翁五十年祭を舉行せらるるに至り、翁の功績こゝに全く世上に熟知せらるるに至りたり。而して今や報徳社は産業組合と同じく社団法人として行はれ、其社數本支社を合せて、全國に六百二十九あり、之れが社員は六萬三千餘人に達し、資金將に百萬圓に垂んとするやに傳へらる、亦以て盛んなりと云はざるべけんや。

現在行はれたる報徳社の主義は、専ら二宮翁の教理に基き、道徳といふを根抵にして、經濟の道を行はるることとなれり。されば此結社に加盟するもの能く社規を守りて紊さず、節儉と勤勉とを以て、一に報徳の精神を貫かんとしつゝあるの事實を見る。従つて風俗の改良行爲の改善等に到る處に是れあり、亦地方の之れに依りて産を興し、家を修むるも

の甚だ鮮からずと稱せらるるなり。

今左に全國報徳社中の最盛況を占むる遠江國報徳社の社規及び定款を掲ぐることをす。

遠江國報徳社通則

第一章 要 義

第一條 報徳社ニ入ルモノハ左ノ個條ヲ以テ規模ト爲スベシ

- 一 神徳皇徳及父母祖先ノ徳ニ報ユルニ我ガ徳行ヲ以テスルコト
- 二 勤儉ヲ行ヒ分度ヲ守リ富盛ノ基本ヲ確立スルコト
- 三 善種ヲ蒔キ善根ヲ植エ幸福ヲ永遠ニ享受スルコト

第二條 報徳ハ宗教ニアラズシテ道徳學ナリ其奥義ハ哲理ニ基ク然レドモ徒ニ高尚ナル哲理ヲ講ジテ極致ヲ見ル能ハザレバ却テ信念ヲ害ス故ニ當社ハ報徳ノ二字ヲ以テ萬善ヲ網羅シ内外諸教

ヲ概括シ貴賤賢愚ヲ統一シ顯幽二道ヲ兼併シテ洩ス所無キヲ期スルモノナリ

第三條 報德社常會ニハ天神神號幅ヲ正面ニ二宮先生ノ像ヲ左方ニ報德訓或ハ勤行圖分内圖等ヲ右方ニ掲ゲ床前ニ神酒神饌ヲ捧ゲ式場ヲ清潔ニシ社員着席ノ節參拜スベシ

第四條 報德社ハ神儒佛三道ヲ折衷シテ之ヲ活用スルノ主眼ナルヲ以テ正面ニ神號幅ヲ掲グト雖モ儒佛二道ヲ排斥スルニ非ズ國體ヲ本トシ他教ヲ羽翼ト爲シ無用ノ空理ヲ去リテ有用ノ實業ヲ立テントスルニアリ

第五條 報德社ハ宗教ニ關セズト雖モ國體ヲ毀損スルノ原理ニ基クモノハ之ヲ排斥スルモノナリ亦他ノ妄信ヲ戒メテ之ヲ正道ニ導カンコトヲ務ムベシ

第六條 分度ノ法四分ノ一ヲ餘スヲ以テ中庸ト稱ス然レドモ之ヲ

處スルノ法ニ於テハ時所位有テ存ス審ニ講究シテ其宜シキヲ失フ勿ルベシ

第七條 家政調査ノ法ヲ示スハ善シ然レドモ深ク他人ノ内政ニ立入り經濟ノ指揮ヲ爲スベカラズ村政改革ノ如キモ其職ニアラズシテ其事ヲ負擔スルハ不可ナリ是レ主者ノ事業ニシテ他ノ干與スベキ所ニ非ザレバナリ

第八條 報德社ハ一切ニ政黨ノ機關タルベカラズ又社員ニシテ何等ノ政黨ニ加盟スルモ當社ノ關スル所ニアラズトス然レドモ其心志ニ於テ終始國家ニ乖ク無キヲ要ス

第九條 報德社ハ毎月常會ニ於テ勵業教育衛生道德ノ學術演說若クハ講義討究ヲナスベシ其ノ常會ニハ社外人ノ傍聽スルコト妨ナシ

第十條 報德社ノ常會ニハ必ズ先ヅ報德訓ヲ一誦シ然シテ後ニ演

説ノ題ニ入ル一誦訖ラバ社員一同ニ拜首スベシ社員タルモノハ
報徳訓ヲ諳記スルヲ要ス

第十一條 報徳社ノ盛大ヲ爲スハ土臺金善種金ヲ嵩高スルニ係リ
報徳社ノ永續ハ社員ノ信心厚キニ基ス社員タルモノハ必ズ勤勉
ノ餘力ヲ以テ土臺金ヲ寄附シ善種金ヲ積立ツベシ其習慣ヲ養成
スルニ及ンデハ樂デ以テ勞ヲ忘ルベシ是レ致富ノ基タレバナリ
第十二條 本社ノ役員及訓導積功アルモノハ其姓名ヲ報徳二宮神
社へ奏上シ報徳傳道之卷ヲ授與スベシ本社員ニシテ特ニ斯道ヲ
熟得シタルモノ亦之ニ準ズ

第二章 資 金

第十三條 土臺金ハ義捐金ヨリ成リ善種金ハ結社年限中ノ寄入金
ヨリ成ル故ニ土臺金ハ社費ノ爲メニ支消スベク善種金ハ消費ス
ベカラズ之ヲ蓄積シテ永安ノ備ヲ得ル所以ナリ元恕金ハ恩謝金

ナリ換言スレバ低利ノ利金ナリ以テ善種金ヲ利殖スベシ

第十四條 土臺金善種金二種ノ外加入金其他特別ノ積立金ヲ爲ス
ハ定款ヲ以テ定ムルヲ得ベシ然レドモ報徳社ノ組織ニ於テハ必
ズ土臺金善種金ノ二種ヲ缺クコトヲ得ズ

第十五條 土臺金ヲ固守シ善種金ヲ費消シ加入金ヲ以テ資本ニ充
テ元恕金ニ附スルニ本人ノ名ヲ以テシ所有權ヲ明カニセザルガ
如キハ本社ノ取ラザル所ナリ初メテ結社スルモノ宜シク此間ニ
惑ヲ生ズル勿ルベシ

第十六條 善種金ハ永安證券ヲ附與シ又ハ特別ノ規程ヲ設ケテ善
報金ヲ附與スルヲ得ベシ其規程ハ定款ニ於テ之ヲ定ム善報金下
附ノ式ハ宜シク鄭重ナルベシ

第十七條 善種金ヲ恩借スルモノ其返金ヲ滞ルベカラザルハ論ヲ
待タザレドモ之ニ慣ルレバ滯ヲ爲シ易シ且ツ循環貸付ノ法ノ如

キハ弊害多端ナリ資本融通ノ便ヲ與フルニ土地ノ職業ノ差ニ依テ一定爲シ難シ熱慮シテ行ハザルベカラズ

第三章 町村結社

第十八條 町村報徳社ノ定款ハ本社ニ於テ之ヲ認可シ其社員證ハ本社ニ於テ附與ス

但官廳ノ許可ヲ申請スルハ必ズ本社認可ノ證ヲ添付スルヲ要ス

第十九條 町村報徳社ハ何々報徳社ト稱スベシ社名ハ其地ノ字又ハ他ノ冠字ヲ用ユルモ妨ナシ

第二十條 町村報徳社ノ結社年限ハ六十ケ年ヲ一期トスベシト雖モ町村ノ情況ニ依リ之ヲ伸縮スルヲ得永久無限トスルハ實地經驗ノ上タルベシ

但十ケ年以内ノ結社ヲ許サズ其功無キヲ以テナリ

第二十一條 新ニ結社スルモノハ必ズ組合ニ加入スベシ其定款ニ

ハ組合取締ノ與印ヲ要ス

但最寄組合無キモノハ此限ニアラズ

第二十二條 結社ノ始メニ當テハ發起者タルモノハ誠心誠意力ヲ茲ニ盡シ社員ヲ鼓舞獎勵シテ業務ノ發達ヲ謀ルベシ當初五ケ年間ニ於テ稍實功ヲ見ンコトヲ要ス

第二十三條 町村ノ弊習ヲ改良セントスルトキハ定款ノ雜則ニ於テ其地ノ弊習ヲ列舉シテ社員之ヲ堅守スルヲ誓フベシ

第二十四條 社金取扱簿記ノ法貸借對照ヲ明瞭ニシテ權利義務ノ所在ヲ詳ニシ紛議ノ因ヲ作スベカラズ

第二十五條 町村報徳社ノ諸帳簿ハ本社規定ノ書式ニ依リ調製シ其現量鏡ハ本社ノ検査ヲ經印刷シテ社員ニ交付スベシ

第二十六條 二名以上ハ結社ト稱スルヲ得ベシ一名ニシテ入社セ

ント欲スルモノハ個人社員ノ規程ニ隨ヒ社員ノ證ヲ受クルヲ得
ベシ

第二十七條 本社ノ諭達告示ハ大日本報德學友會報ヲ以テ發スベ
シ故ニ町村報社ハ法人トシテ之ヲ購讀シ會費ヲ負擔スルノ義
務アリ

第二十八條 報德ノ道今日ニ盛ナルハ恩惠ニ在ラズシテ教訓ニ在
リ營利ニ在ラズシテ積善ニ在リ此法ニ依リ結社ヲ爲スモノ宜シ
ク其本末ヲ顛倒スルコトナカルベシ

第二十九條 信用組合ノ法ハ主トシテ金融ノ便ヲ爲スニ在リ報德
社ハ道德ヲ主トシ金融ノ事ヲ客トス輕重自ラ差アリ然レドモ社
會經濟ノ便ヲ得ルハ今日ノ急務ナルヲ以テ町村結社ノ法宜シク
信用組合法ヲ斟酌シテ土地人情ニ適セシム可シ

第四章 社員資格

第三十條 本社ニ入社スル時ハ社員ノ證及徽章ヲ附與スベシ有功
ナルモノハ金銀徽章ヲ附與ス

第三十一條 本社員及町村社員ハ本社ヨリ家庭會規範ノ書ヲ頒
ツベシ社員タルモノハ之ヲ遵奉スルヲ要ス

第三十二條 町村社員ニシテ社員ヲ惑亂シ又ハ該社ニ妨害ヲ與フ
ルモノハ社長ヨリ本社ヘ伺出テ退社ヲ命ズベシ本社員及町村社
員ニシテ本社ニ妨害ヲ與ヘ又ハ町村報德社ヲ惑亂スルモノハ本
社役員會ノ評決ヲ以テ退社ヲ命ズルコトアルベシ

第三十三條 本社員事故アリ退社ヲ命ゼラレタルモノ本社ノ承諾
ヲ經ルニアラザレバ更ニ報德ノ名ヲ唱フルヲ得ズ町村社員ノ退
社セラレタルモノ本社ノ承諾ヲ經ルニアラザレバ更ニ報德ノ名
ヲ唱フルヲ得ザルモノトス

第五章 他府縣

第三十四條 本社ノ準規ニ據リ他府縣ニ於テ本社ニ入社シ結社スルモノハ都テ本社ノ規則ニ照シテ之ヲ取扱フベシ其結社盛ナルニ及ンデハ一府縣限リ組合ヲ爲シ分社或ハ出張所ヲ設立シテ管督セシムベシ

第三十五條 本社ノ師傳ヲ受ケ本社ノ準規ニ據リ他府縣ニ於テ本社ニ入社セズシテ結社スルモノハ學友トシテ交誼ヲ結ブベシ學友ノ社ニシテ其方法主義ヲ誤ル等ノ事アルトキハ忠告ヲ加ヘ聽カザレバ學友タルコトヲ謝絶スベシ

第三十六條 學友ノ社員ニシテ特ニ斯道ヲ熟得シタルモノハ本人ノ願ニ依リ又ハ本社ノ推選ヲ以テ報德傳道之卷ヲ授與シ又ハ本社ノ訓導ニ任ズルコトアルベシ

第三十七條 學友トシテ結社スルモノハ其定款準規第一條第二項ヲ削除シ以下本社ニ關スル條項ヲ適當ニ修正スベシ

附 言

報德結社ノ法ニ於テ尤モ有功ナルモノハ安居院義道翁福住正兄翁ノ二氏トス遠江國報德社駿河西報德社ハ安居院翁ノ傳ヲ受ケ駿河東報德社ハ福住翁ノ傳ヲ受ケ遠讓社ハ固ト遠江社ノ分派ニシテ福山瀧助翁之ヲ擴張シタリ四社各道統ノ傳由テ來ルアリ其他小分派亦各繼承スル所アルベシ今ノ時ニ當テ四方結社ヲ企ツルモノ偏ニ定款ノ條項ヲ擬シ官準ヲ經ントスルモ師傳ヲ繼承セズシテ道德ノ深意ヲ失シ金穀ヲ募集シテ營利ノ業ニ陷ルモノアラシク恐ル故ニ當社ハ新ニ結社スルモノヲシテ必ズ師傳ヲ繼承スル所ヲ明ニシ官廳ノ監督ニ便シ他日我が道ヲ誤ルモノヲ出ス無キヲ欲スルモノナリ

右通則ハ當報德社ニ於テ普ク一般ニ知悉スベキモノトス

遠江國報德社

遠江國報德社定款

第一章 總 則

第一條 本社ハ二宮先生ノ遺法ニ據リ報德ノ事業ヲ立ツルヲ以テ
目的トス

第二條 本定款ハ單ニ社員ト稱スルモノハ本社員ヲ云フ其町村報
德社員ハ町村社員ト稱シ個人報德社員ハ必ズ個人社員ト稱ス

第三條 本社ノ報德金ト稱スルモノハ左ノ二種トス

- 一 土 臺 金
- 一 善 種 金

第四條 報德金ノ外各種ノ金ハ何等ノ名稱ニ拘ラズ都テ本社ノ預
リ金トシテ取扱フベシ
但一切ニ社外ヨリ預リ金ヲ爲サズ

第五條 本社存立期ハ永久無限トス

第六條 本社ノ位置ハ濱松町元城六十九番地ニ本部ヲ置キ見付町
三百七十番地掛川町掛川九百三十七番地ニ支部ヲ置ク其他便宜
ノ地ニ漸次出張所ヲ設置スルコトアルベシ

第七條 本社ハ遠江國報德社ト稱シ所屬町村報德社ヲ統轄シ其定
款ヲ認可シ社員ノ章ヲ附與シ現量鏡ヲ検査シ社務ヲ指揮スベシ
結社ニ至ラザルモノハ個人ニシテ入社ヲ許シ別ニ定ムル規則ニ
據リ之ヲ監督ス

第八條 第九條 省略

第二章 土臺金

第十條 土臺金ハ左ノ方法ニヨリテ成立ス

社員入社義務寄附金及追年隨意寄附金
町村報德社義務寄附金及個人社員ノ寄附金

社中内外篤志者ノ寄附金

貸借上ヨリ生ズル剩餘金及雜收入

第十一條 土臺金使用法ハ率ネ左ノ數項ニ據ル

町村報德社土臺金下附

社員及町村社員個人社員賞與費

町村報德社勸業獎勵費補助

公益慈善事業費

教 育 費

社中内外町村天變非常ノ災害救恤費

斯道擴張費

損害補償

經常及臨時社費

第十二條 土臺金支拂殘金ハ善種金ト同一ニ取扱フベシ

第十三條 土臺金及善種金追年増加スルニ及ンデハ開拓殖林工業及難村復舊公益慈善事業等ヲ直轄シテ之ヲ行フコトアルベシ

第三章 善種金

第十四條 善種金ハ左ノ方法ニ依テ成立ス

社員入社義務寄入金及追年隨意寄入金

町村報德社義務寄入金及町村社員隨意寄入金

個人社員寄入金

第十五條 善種金貸付ハ率ネ左ノ數項ニ據ル

開墾植林道路堤防用悪水路及耕地整理費用ノ爲メ町村報德社ヨ

リ願出ル時

難村復舊方法ノ爲メ町村報德社ヨリ願出ル時

飢饉凶歲救助ノ爲メ町村報德社ヨリ願出ル時

農商工業及水産業等資本ノ爲メ町村報德社ヨリ願出ル時

第十六條 善種金貸付方ハ無利足五ヶ年賦トシ六ヶ年目ニ報徳元
 恕金ヲ納メシム其數ハ年賦一ヶ年分ヲ定トシ特別ノ場合ニ於テ
 ハ元恕金ヲ免除スルコトアルベシ

但即年返納又ハ五ヶ年以外ノ年賦貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ事
 情ヲ酌量シ適宜ノ利子ヲ附スベシ

第十七條 善種金貸付ハ町村報徳社々有財産十分ノ二以内ハ無抵
 當ニテ貸付ケルヲ得ベク其餘ノ貸付ハ確實ノ抵當ヲ要ス

第十八條 善種金ハ本社直轄ノ事業ニアラザレバ一個人へ直接ニ
 貸付ヲナサズト雖モ永安證券壹口積立高參拾圓以上ニ至ル時ハ
 其寄入主ニ對シ直接ニ貸付ヲ爲スコトアルベシ

但貸付ニハ相當ノ抵當ヲ要ス

第十九條 善種金貸付以外ハ公債證書有價證券ヲ購求シ又ハ之ニ
 應募シ不動産ヲ所有シ預ケ金トナシ利殖スベシ

但本文ノ財産處分ハ役員會ノ評決ニ依テ之ヲ定ム

第二十條 善種金寄入者ハ一口拾圓毎ニ寄入ノ證ヲ交附スベシ
 之ヲ永安證券ト稱ス拾圓未滿寄入者ハ拾圓ニ滿ツルヲ待テ之
 ヲ附與ス

但町村報徳社ノ寄入金ハ願ニ依リ永安證券ヲ社名ヲ以テ附與
 シ又ハ該社員ノ内名前人ヲ定メテ附與スルコトヲ得

第二十一條 善種金ハ年五分利ヲ以テ利倍積立ヲ行ヒ永安證券ヲ
 交附シタルモノ一口金壹百圓ニ滿ツルニ及ンデ善報金トシテ五
 拾圓ヲ下渡スベシ以後百圓ニ滿ツル毎ニ善報金五拾圓ヲ受クル
 コトヲ得ベシ

但利子歩合ハ時勢ノ變動ニ依リ臨時總會ノ評決ヲ以テ變更ス
 ルコトアルベシ

第二十二條 善種金ハ本人退社スルモ又ハ何等ノ理由アルモ善報

金ノ外下附スルコトナシ

但町村報徳社解散ノ場合ニ於テハ該社有永安證券及善種金ハ協議ヲ以テ該社員ノ内へ譲渡個人ノ所有ト爲シ名前替ヲ爲サシムベシ譲受人ナキ時ハ本社土臺金ニ寄附セシムルモノトス

第二十三條 永安證券ハ質入又ハ賣買スルコトヲ許サズ

第二十四條 永安證券ハ相續人又ハ子孫ニ限り譲渡スコトヲ得ベシ町村報徳社々有永安證券ハ協議ヲ以テ該社員ニ限り譲渡スコトヲ得ベシ其譲受ノ節ハ本社へ申出名前換ノ證印ヲ受クベシ此證印ナケレバ所有ノ効ナシ

第二十五條 永安證券ハ一人ニシテ數口ヲ所有スルコトヲ得數人ニシテ一口ヲ所有スルコトヲ得ズ

第二十六條 永安證券ノ雛形ハ左ノ如シ
但從前ノ證券ハ此雛形ニ相違ノ廉アリト雖モ自今以後此改正

定款ニ據テ實行スルモノトス

第 何 號

報徳善種金永安證券

何國何郡何町村何之誰股本社ノ定款ヲ遵守シ善種金壹口(拾圓)寄入主タルコト確實ナリ依テ此證券ヲ附與ス

一善種金ハ何等ノ事故アリト雖モ引戻ヲ請求スルコトヲ得ズ

一永安證券壹口金高參拾圓以上ニ至ル時ハ其寄入主ニ對シ直接貸付ヲ爲ス事アルベシ但貸付ニハ相當ノ抵當ヲ要ス

一永安證券壹口金高百圓ニ滿ツレバ善種金トシテ五拾圓ヲ下附スベシ以後百圓ニ滿ツル毎ニ五拾圓ヲ下附ス

一永安證券ハ質入書入又ハ賣買スルコトヲ許サズ

一永安證券ハ相續人又ハ子孫ニ限り譲渡スコトヲ得ベシ町村報徳社々有永安證券ハ協議ヲ以テ該社員ニ限り譲渡スコトヲ得ベシ其譲受ノ節ハ本社へ申出名前換ノ證印ヲ受ベシ此證印ナケレバ所有ノ効ナシ

一本人退社スルモ此證券ヲ所有スルヲ妨ゲズ

右條項ノ外都テ本社定款ニ據テ知了スルヲ要ス

年 號 月 日

遠江國報徳社
理事 社長
理事 副社長

第四章 預リ金及計算

第二十七條 本社ノ預リ金ハ加入金與產資本金小兒祝儀積立金其他各種ノ基本金トス其取扱ハ善種金ト同一タルベシ

第二十八條 毎年十二月各種貸借ノ計算ヲ爲シ現量鏡ヲ調製シ翌年一月總會ニ報告シ之ヲ印刷シテ社員及町村報德社へ頒ツベシ但毎年ノ計算ハ十二月二十日ヲ以テ終結トス

第二十九條 諸貸付金利子元恕金及社有財産利益收入ノ内善種及預リ金ノ利子ヲ控除シ餘金ハ之ヲ土臺金ニ加フベシ

第五章 本社ノ機關

第三十條 本社ニ左ノ役員ヲ置ク

- 理事社長 一名
- 理事副社長 一名
- 辨務 數名

監事 三名

第三十一條 役員ハ社員ノ公選ヲ以テ之ヲ任ズ

第三十二條 社長ハ社務一切ヲ總理シ副社長ハ之ヲ輔佐シテ教學布及ノ事務ヲ擔任ス辨務ハ社務ノ協議ニ與カリ事務ヲ分任シ結社勸誘ノ責ニ任ズ

第三十三條 辨務ノ互選ヲ以テ常任委員五名以内ヲ置キ通常事務ヲ處辨シ會計ヲ整理ス内一名ヲ委員長トス

第三十四條 監事ハ會計ヲ検査シ社務一切ヲ監視ス

第三十五條 書記ハ正副社長ノ協議ヲ以テ適宜之ヲ任用シ庶務ニ從事セシム

第三十六條 教學擴張ノ爲メ正副社長ノ協議ヲ以テ學士ヲ聘用シ又ハ斯道ヲ熟得シ實業ニ精練ナルモノヲ推薦シ訓導講師ニ又ハ斯道ニ志熱心ナルモノヲ結社勸誘委員トナシ各地ヲ巡回セシム

ベシ

第三十七條 正副社長辨務ノ任期ハ四ケ年監事ノ任期ハ二ケ年トシ満期ニ及ビ定式總會ニ於テ改選スベシ其選舉法ハ一名毎ニ投票ヲ以テ社員中ヨリ選舉ヲ行ヒ有効投票ノ過半數ヲ得ルモノナキ時ハ最多數ヲ得ルモノ二名ヲ取り之ニ就キテ更ニ投票シ二名ヲ取ルニ當リ次ノ得票者ノ同數者アルトキハ抽籤ヲ以テ其内ノ一名ヲ取り之ト最高得票者トノ二名ニ就キテ更ニ投票シ最多數ヲ得ルモノ三名以上同數ナルトキハ抽籤法ヲ以テ其二名ヲ取り更ニ投票セシム此再投票ニ於テモ猶過半數ヲ得ルモノナキ時ハ抽籤ヲ以テ當選ヲ定ム

但時宜ニヨリ總會ノ決議ヲ以テ便宜法ヲ用ユルコトヲ得補開選舉ハ臨時總會ニ於テ行フコトヲ得補開選舉ニ當選シタルモノハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第三十八條 本社ノ定詰役員及常詰訓導書記ノ外都テ無給タルベシ

シ

但事務取扱ニ係ル實費巡回手當或ハ社用ニ付他行スル時ハ旅費日當ヲ給ス

第三十九條 役員ノ俸給輕費ノ豫算ハ定式總會ニ於テ之ヲ定ム但豫算超過ノ場合ニ於テハ監事ノ意見ヲ開キ支出スルコトヲ得

第四十條 本社役員職務章程及必要ナル細則ハ正副社長ニ於テ之ヲ定ム

第四十一條 各地方便宜區劃ヲ定メ組合ヲ設ケ各組合ニ組合取締一名ヲ置キ組内町村報德社ノ監督ヲ爲サシム其事務取扱ニ係ル實費ハ之ヲ支給スベシ

但組合取締ノ任期ハ四ケ年トシ組内町村報德社長ニ於テ社員又ハ町村社員中ヨリ選舉ヲ行ヒ本社ニ届出ルモノトス

第六章 社員ノ權利義務

第四十二條 社員ハ率先シテ町村報徳社ヲ組織シ及町村社員ヲ鼓舞誘導スルノ義務アリ

第四十三條 社員ハ入社ノ際土臺金五圓ヲ寄附シ善種金壹口ヲ寄入スルノ義務アリ其以上ノ金額ヲ寄附寄入スルハ分ニ應ジテ隨意タルベシ

但相續ニヨリ社員ノ永安證券ヲ收得シタルモノ入社スル時ハ土臺金寄附ヲ貳圓トス善種金寄入ハ隨意タルベシ

第四十四條 町村報徳社ハ其社員數ニ應ジ社員一名ニツキ毎月金五厘以上ノ計算ヲ以テ土臺金ヲ寄附シ金壹錢以上ノ計算ヲ以テ善種金寄入ノ義務ヲ負擔ス土臺金ハ土臺金中ヨリ寄附シ善種金ハ善種金中ヨリ寄入スベキモノトス

第四十五條 社員ハ役員ヲ選舉シ及總會ニ於テ本社ノ利害ニ關シ

發言投票スルノ權アリ

第四十六條 社員ハ本社ノ簿冊ヲ檢閲シ及總會ノ決議ヲ以テ役員ヲ解任スルノ權アリ

第四十七條 町村報徳社々長ハ法人ノ代表者トシテ社員ノ權利ヲ有ス

但土臺金五圓ヲ納メザル間ニ在テハ未ダ此權利ヲ行フコトヲ得ズ

第七章 常會及總會

第四十八條 總會ハ定式總會及臨時總會ノ二種トシ其招集ハ少クトモ五日前ニ書面ヲ以テ社員ニ通知スルモノトス

第四十九條 本社ハ毎年一月社員總會ヲ開キ諸計算ヲ報告シ經費ノ豫算ヲ議定スベシ之ヲ定式總會ト稱ス定式總會ハ社員(適法ノ委任狀共)五十名以上ノ出席ヲ以テ開會シ出席員過半數ノ同意ヲ

以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

但社員外ニ代理權ヲ委任スルコトヲ得ズ

第五十條 定款ヲ改正シ若シクハ特別ノ事件ハ臨時總會ニ於テ之ヲ決スベシ定款改正ニ關スル臨時總會法律命令ノ結果ニヨリ定款ヲ改正スル場合ヲ除クハ社員適法ノ委任狀共十分ノ八以上ノ出席ニシテ出席人員ノ三分ノ二以上ノ多數ニアラザレバ之ヲ決スルコトヲ得ズ其他ノ場合ニ於テハ定式總會ノ規定ニヨルモノトス

但社員外ニ代理權ヲ委任スルコトヲ得ズ

第五十一條 社長ニ於テ必要ト認ムル事件アル時ハ何時ニテモ臨時總會ヲ開クノ權アリ臨時總會ニハ議案若シクハ議件ノ要領ヲ通報スルヲ要ス

第五十二條 本社ノ通常會ハ毎月一回本支部及各出張所ニ於テ之

ヲ開キ社員町村社員及個人社員其他ヲ集合シテ報徳ノ道義ヲ講述シ及實業ノ改良法ヲ研究スベシ

但本支部ノ定日ハ左ノ如シ

十一日	濱松町	第一館
二十日	見付町	第二館
第一日曜日	掛川町	第三館

第八章 入社退社

第五十三條 本社へ入社セントスル者ハ式ノ如ク願書ヲ差出シ許可ヲ受クベシ

第五十四條 社員若シ事故アリテ退社申出ル時ハ社員ノ證ヲ返納セシメ退社ヲ許スベシ

第五十五條 輕罪重罪ノ刑ニ處セラレ滿期後三年ヲ經ザルモノハ入社ヲ許サズ

但悔悟ノ情狀ニ依リ特ニ入社ヲ許スコトアルベシ

第五十六條 社員ニシテ輕罪重罪ノ刑ニ處セラレ又ハ異主義ヲ唱

ヘ或ハ本社ノ體面ヲ汚シ若シクハ町村報徳社ヲ惑亂スルモノア

ルトキハ退社ヲ命ジ社員ノ證及ビ徽章ヲ返納セシムベシ

第五十七條 被退社員ト雖モ善種金ヲ返附セザルコト第二十二條

ノ規定ノ如シ其永安證券ヲ所有スルコトヲ妨ゲズ

第五十八條 退社員ハ本社ノ措置ニ於テ一切異議ヲ容ル、コトヲ

得ズ

第九章 解 社

第五十九條 本社ハ自ラ解散ヲ決議スルコトヲ得ズ若シ民法第六

十八條一項ノ三號(破産)其他不可抗力ニテ解散スル場合ハ諸貸付

金ヲ徵收シ所有財産ヲ處分シ預リ金善種金ヲ返附シ土臺金ハ總

會ノ決議ヲ以テ報徳二宮神社又ハ本社ノ目的ニ近キ事業ニ寄附

スベシ

但損害アリテ土臺金ヲ以テ其不足ヲ償フコト能ハザル時ハ預

リ金及善種金共積立高ニ應ジ損害ヲ被ルベキモノトス

附 則

一 社長副社長辨務ハ定款認可任期満了ノ日ヨリ選舉ヲ行ヒ其初
期ノ任期ハ四十四年一月トス

二 新置監事ハ定款認可ノ日ヨリ選舉ヲ行ヒ其初期ノ任期ハ四十
二年一月トス

右之通議定候也

明治四十年一月二十八日

勤儉力行 二宮尊徳翁 終

二宮尊徳翁言行録

二宮尊徳翁まことに一代の賢なり、その史蹟、立志を以て起り、經世の大業に及んで終はる。その間、勤儉力行の徳あり、勸農安民の功あり、懲惡遷善の教あり、時としては天地の大理を談じ、時としては君臣の義五倫の誠めを説く、蓋し一として曠世の至教、百千年絶えて無くして、纔かに有るの善行ならざるなし。又其想系より見るも、或は經濟、或は宗教、或は道徳、或は教育の各事に涉り、その思念の純にして、その所説の深く且つ厚きを見ざるることなし。予非才にして修養するところ亦淺し、然るに平生翁の教義に心酔し、翁に就て潜心研究するもの茲に三年、今翁の傳記を編みて聊か其遺教を布かんとせしに、翁の言行の以て範とすべく、以て規とすべきもの短冊なる一部の傳記に網羅す

る能はざるを感じ、再び諸書に涉つてその言行を録し傳記の闕を補はんが爲め、改めて今之れを此篇の巻尾に備へんとす。翁の傳記を讀み更に其言行を味識する所あらば、幸に翁を學び知るに於て亦多くの遺憾なきを信するなり。

○先生十四才の時、隣村飲泉村觀世音に參拜し、堂下に坐して念するこゝとあり、忽然として行脚の僧來り、堂前に坐し讀經す、其聲微妙、其經深理廣大、一聞了然として、意中歡喜に堪へず、誦經既に畢る、謹で僧に問て曰、今誦する所の經は何の經ぞ、僧應へて曰、觀音經なり、曰、予嘗て屢々これを聞けり、而して今聞く所に異なり、何ぞ余が心に徹することの明なるや、應へて曰、世の誦する所は吳音也、今國音を以て轉讀せり、是れ子の解する所以歟、先生懷中を探り、錢二百を奉じて曰、願くは寸志を呈せん、今一たび誦讀し玉へ、僧其志を感じ、轉讀以前の如し、讀畢りて去る、其行所を知らず、先生胸中豁然として、大に喜び、杉山村善東寺に至り、和尚に

調して曰、大なる哉、觀音經の功德、其理廣大無量、其意云々と説解流水の如し、和尚大に驚て曰、予既に耳順を超えたり、多年此經を誦する事幾百千篇、未だ其深理を解することあたはず、然るに子若年一たび讀誦を聽て無量の深理を明解す、嗚呼、是れ所謂菩薩の再來歟、今野僧此寺を退くべし、子願くは僧となり、衆生の爲に此寺に住し、大に濟度の道を行ひ玉へと云ふ、先生固辭して曰、是れ予の望む所にあらず。(報徳記)

○小田原侯翁を草莽の間に抜き、分家宇津領三邑の復興を命じ、翁を召して説を聽く、翁の言に財無くして廢亡を擧るといふことあり、公其故を問ふ、翁之れに答へて曰、

荒蕪を開くに荒蕪の力を以てし、衰貧を救ふに衰貧の力を以てす、何ぞ財を用ゐんや

公更に荒蕪を起さん、荒蕪の力を以てする事如何と問ふ、翁曰、

荒田一段を開き、其産米一石有らん、五斗を以て食となし、五斗を以

て來年の開田料となし、年々此の如くにして止ざれば、他の財を用ひずして何億萬の荒蕪と雖も開き盡すべし。(報徳記)

○翁大久保侯に野州三邑の救荒を命せらるゝや、之れを辭する三年にして漸く應ず、されど翁孤にして一家再興の念切なり、今君命に應ずれば家道の廢絶を免るゝ能はず、さりとして之れに應せざれば不忠も甚だし、忠孝兩全の道如何にせば得べきかと惑ひ居りしが、後豁然として悟る所あり、曰く

元來忠孝一道にして二道あるにあらず、人至孝なる時は忠自から其中にあり、至忠なる時は孝も亦其中に存せり、君命を得ざる時は一家を興し祖先の祭祀を永く存するを以て孝とせり、一度君の知を得て百姓を安んずるの命を受くるに至ては、此民を安ずるを以て孝とせん、若し仁君の命を廢し、假令億萬の財を積み一家の繁榮を以て十分の祭祀を盡すといへども、父祖の靈必ず不孝の子となさんこと明か

なり、僅々たる一家を廢し、萬民の疾苦を除き、上君の心を安んじ、下百姓の經營を安んせば、父祖の本懐何事か之に如んや、一家を全くせんとする時は萬家を廢し、萬家を全くせんとして一家を廢す、豈是同日の論ならん。(報徳記)

○或人先生に問て曰く、先生其未發を察し、教を下し、毫末の差ひなきものは何ぞや、先生曰く、夫れ大風の興るや、木に觸れて以て動搖止まず、其木を伐るに及びては暴風と雖も之に觸るゝことあたはざるは自然にあらずや、易曰、同聲相應、同氣相求、水流從濕、火就燥、と主人多慾にして其求め饜くとなし、源左衛門我が言を用ゐず、慾を以て之に應ず、故に亡滅を免れず、藤藏慾を伐て更に私念なし、故に多慾も之に觸るゝこと能はずして全き事を得たり、自然の理、未發已發を論せずして自ら明かなり、何の差ふこと歟、之れ有らんや。(報徳記)

○川崎屋孫右衛門、性吝嗇にして人に惠まず、天保凶歳の時驛人彼れの

家を毀つ、官驛人を咎めずして彼れを罰す、後火出で、廢殘の器物悉く
鳥有に歸す、彼驛人を怨み、官の不公平を憎むの念甚だ切、一日翁を訪ふ
て教を請ふ、翁其舊罪を叱し、諭して曰く

嗟乎積善不積善に由て禍福吉凶を生ずること聖人の確言何ぞ疑は
んや、今己むを得ず一言を教ふべし、愚蒙なりと雖ども心あらば私怨
の念を去り以て之を聞け、夫れ孫右衛門の家、天明度の凶饑に當り、命
を失ふもの幾萬人なるを知らず、汝が家財に富めるを以て彌々救助
の心なく、高價に粟を鬻ぎて獨り利を専らにし、益々富をなせり、天之
を惡み、鬼神之を捨て、一家の廢絶此時に作れり、天運循環して遂に汝
が代に至り、饑饉に當れり、汝若し慈仁の心あらば家産を盡して人命
を救助し、一人も助命の多きを願ふべし、假令其心ありと雖も速に其
事を行はず、遅々として江都にあるは何ぞや、誰か汝の心救助にあり
と思はんや、驛人敢て汝の家を破り國法を犯し、罪に陥いることを好

むに非ざれども危亡旦夕に迫り、不仁を怨むるの暴行を發せり、其惡
事は彼にありと雖も、之を生ずるの根本は汝にあり、何となれば汝救
助の行ひ立たば彼等何に由て此亂暴を生せんや、夫れ慈仁の道は人
の大道なり、今汝之を行はずして災害となる、書曰禍福無門、是人所招
也と云へり、然らば此の如き災害汝の一心に起れり、是を以て之を觀
る時は、汝一身を責るに暇無るべし、何れの所に驛人を怨みんや、驛人
罪なし、又驛人の手をして破却せしめ、又火の力を借りて汝の餘財を
焼く、其事異なるが如しと雖も、不仁を罪するの道は一なり、汝之を察
せずして己を善とし、人を惡とし、大に憤怒して其讎を報せんことを
思ふ、汝は一身の力なり、破る者は衆多なり、寡以て衆を害せんとすれ
ども何ぞ害することを得ん、假令官の力を借りて此怨を返し得ると
も、驛人衆多の子孫、又時を待ちて汝の子孫を害し、其報を爲すべし、何
れの時に安堵の道を得んとするや。(報徳記)

○翁曰夫人道は譬ば水車の如し其形半分は水流に順て半分は水流に逆ふて輪廻し丸に水中に入れば廻らずして流るべし又水を離るれば廻る事あるべからず夫佛家に所謂智識の如く世を離れ慾を捨たるは譬ば水車の水を離れたるが如し又風俗の教義も聞ず義務もしらず私欲一偏に着するは水車を丸に水中に沈めたるが如し共に社會の用をなさず故に人道は中庸を尊ぶ水車の中庸は宜き程に水中に入て半分は水に順ひ半分は流水に逆昇りて運轉滯らざるにあり人の道もその如く天理に順ひて種を蒔き天理に逆ふて艸を取り慾に隨て家業を勵み慾を制して義務を思ふべきなり。(二宮翁夜話)

○翁賣卜者の看板に日月を畫きたるを見て曰彼が看板に日月を畫きたると佛寺にて金箔の佛像を安置すると同じ思付にて佛は巧を極め賣卜者は拙を極めたり夫日は丸く赤く三日月は細く白し夫を其儘に畫きたるは正直なりといへ共愚の至り拙の至りなり故に尊けなし然

るに佛氏は是を人體に寫し尤人の尊む處の黄金の光をかりて其尊きを示す佛氏の工夫の巧妙なる賣卜者の輩の遠く及ばざる處也。(二宮翁夜話)

○翁曰財寶を産出して利を得るは農工なり財寶を運轉して利を得るは商人なり財寶を産出し運轉する農工商の大道を勤めずして而して富有を願ふは譬ば水門を閉て分水を争ふが如し智者のする處にあらざるなり然るに世間智者と呼るゝ者のする處を見るに農工商を勤めずして只小智猾才を振て財寶を得んと欲する者多し誤れりと云ふべし迷へりと云ふべし。(三宮翁夜話)

○翁曰千圓の資本にて千圓の商法をなす時は他より見て危き身代と云なり千圓の身代にて八百圓の商法をする時は他より見て小なれど堅き身代と云此堅き身代と云はるゝ處に味あり益あるなり然るを世間百圓の元手にて二百圓の商法をするを働き者と云へり大なる誤謬